

衆議院 文部科学委員会 議 録 第 八 号

令和四年四月八日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 義家 弘介君

理事 桶 慶一郎君 理事 根本 幸典君

理事 宮内 秀樹君 理事 山本ともひろ君

理事 菊田真紀子君 理事 牧 義夫君

理事 三木 圭恵君 理事 浮島 智子君

理事 青山 周平君 理事 五十嵐 清君

理事 石橋林太郎君 理事 尾崎 正直君

理事 尾身 朝子君 理事 勝目 康君

理事 神田 憲次君 理事 木原 稔君

理事 国定 勇人君 理事 国光あやの君

理事 小林 茂樹君 理事 柴山 昌彦君

理事 島尻安伊子君 理事 下村 博文君

理事 田野瀬太道君 理事 谷川 弥一君

理事 丹羽 秀樹君 理事 船田 元君

理事 古川 直季君 理事 松本 剛明君

理事 三谷 英弘君 理事 山口 晋君

理事 荒井 優君 理事 坂本祐之輔君

理事 白石 洋一君 理事 吉川 元君

理事 吉田はるみ君 理事 笠 浩史君

理事 早坂 敦君 理事 堀井 健智君

理事 岬 麻紀君 理事 山崎 正恭君

理事 鰐淵 洋子君 理事 西岡 秀子君

理事 宮本 岳志君

文部科学大臣 末松 信介君

文部科学大臣政務官 鰐淵 洋子君

政府参考人 君塚 宏君

政府参考人 政府参考人 奥 達雄君

政府参考人 政府参考人 藤原 章夫君

政府参考人 政府参考人 局長

政府参考人 政府参考人 局長

政府参考人 政府参考人 局長

政府参考人 (文部科学省初等中等教育 局長) 伯井 美徳君
文部科学委員会専門員 但野 智君

委員の異動

四月八日

辞任

木原 稔君

船田 元君

山口 晋君

同日

辞任

五十嵐 清君

尾崎 正直君

島尻安伊子君

同日

辞任

国定 勇人君

同日

補欠選任

船田 元君

山口 晋君

同日

補欠選任

島尻安伊子君

同日

補欠選任

船田 元君

山口 晋君

同日

補欠選任

島尻安伊子君

同日

補欠選任

船田 元君

山口 晋君

同日

補欠選任

島尻安伊子君

同日

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

○義家委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として出入国在留管理庁在留管理支援部長君塚宏君、財務省主計局次長奥達雄君、文部科学省総合教育政策局長藤原章夫君、初等中等教育局長伯井美徳君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、

御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○義家委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○義家委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。吉川元君。

○吉川(元)委員 おはようございます。立憲民主党の吉川元です。

早速質問に入らせていただきます。

今回、教員免許更新制度が廃止をされるということで、感慨深いものがございます。初当選以来ずっと文部科学委員会に所属してまいりまして、この間、この免許更新制、百害あつて一利ないというところで、廃止を常に求めてまいりました。ちよつと数えただけでも六回ぐらひは、この委員会の場で、この免許更新制の問題点を指摘したり、あるいは廃止すべきだといったような質問や、あるいは討論もさせていただいております。ただ、やはりちよつと遅過ぎたなというのも正直な思いであります。

そこで、ちよつとまずお聞きしたいんですけれども、中教審が昨年十一月に取りまとめた「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて」の審議まとめ、これについて少しお伺いします。

この中で、免許更新制は、「新たな教師の学びの姿」を実現する上で、阻害要因となると考えざるを得ない。このように記入がされております。まず、大臣に伺いますが、大臣も、この審議まとめの認識、つまり、阻害要因というふうな認識でいらつしやるのかどうかをお答えください。

○末松国務大臣 おはようございます。吉川先生にお答え申し上げます。

審議まとめ、これでございます。五十八ページ

ジ物です。

中央教育審議会によります審議まとめでは、教員免許更新制につきまして、いろいろな意見はありますけれども、一定の成果を認めた上で、例えば、十年に一度の講習は、常に最新の知識、技能を学び続けていくことと整合的でないということが一つ大きく出ております。そして、個別最適な学びが求められる中で、共通に求められる内容を中心とする教員免許更新制とは方向性が異なっている、そして、免許状更新講習の受講は、本質的には個人的なものとならざるを得ず、組織的なものとする上では限界があるなどの課題を挙げております。二「新たな教師の学びの姿」を実現する上で、阻害要因となると考えざるを得ない。」と結論づけられております。

文科省としても、この審議のまとめの内容を踏まえて今回の法案を提出したところでございまして、私の認識もこの審議まとめと同じでございします。

○吉川(元)委員 阻害要因というのはかなり厳しい指摘だというふうに思いますし、一定成果はあつたというふうにおっしゃいますが、この審議まとめの中に附属して、別紙一ということ、

「教員免許更新制の評価と課題」という別紙のものがついております。ページ数でいうと三十八ページ以降になりますが、この中で、五つの点について取り上げております。一つは、制度設計、これは問題点を深刻に捉えることが必要だということ、なことが書かれておりますし、教師の負担、管理職等の負担、そして教員の確保への影響、講習開設者の負担、この五つにわたって記述がされ、問題点があるというふうな指摘がされております。私も全く同じ思いであります。ただ、これは、この二、三年で問題が明らかになったとは、私、言えないと思うんですよ。

例えば、最初の免許更新制の制度設計、つまりうっかり失効、これは非常に問題だというふうに指摘をされておりますが、この制度設計自体、そもそも最初からこのうっかり失効というのは起こり得る、当然起こり得る事態であつたし、あるいは、教師の負担ということでいいまして、これはこの二、三年で起こつたわけではあります。もう十年以上前から、教師の非常に長時間にわたる勤務、そしてたくさんの方の公務災害、発生をして、各地で裁判も争われてきました。ですから、これはここ数年の問題ではない。

それからさらに、教師の確保への影響ということで、実は、少し見ておきますと、私、二〇一六年の当文科委員会、この点についても指摘をしております。今から六年前です。実際に、このとき、私、こういうふうに言つたかといつたら、先生がいなくて、臨時で誰か探さなきゃいけないと思つて声をかけたら、免許が実は今切れちゃつていて、だから教壇に立てない、こういうケースを紹介しながら、これが結果的に教師不足に拍車をかけているということも指摘をさせていただきました。

これは何も、二〇一六年に発生した事象ではありません。その以前から発生をしていたことであります。当然、文科省は、この事態については把握をしていたはずであります。ということは、今回の免許更新制の導入時から元々あつた問題。そして、中には、例えばコロナで大変になつたというふうなことも記述がありますが、これはこの二、三年ですけれども、ほとんどの課題はもう免許更新制を入れるときから存在をしていたというふうには私には思いますが、大臣は、そういう認識はお持ちではありませんか。

○末松国務大臣 お答え申し上げます。

中教審の審議のまとめの別紙では、今先生御指摘されたページから、教員免許更新制の課題として、現職教員の免許失効、うっかり失効のお話はここでもよく質問に出ました。そして、二つ目、教師、管理職等の負担、これは、やはりそれ

だけ忙しくなつたことだと思ひます。そして、教員確保への影響、講習開設者の負担などが挙げられております。

これらの課題は、制度導入後の変化により顕在化したところもございまして、そうした中にあるりまして、教員免許更新制は、教師にとつて重要な学びの機会として一定の役割を果たしてきたものというふうに考えております。

しかしながら、社会の変化や研修の在り方の変化も踏まえまして、総合的な判断として、本法案では、研修等の記録や指導助言等の義務づけなど、新たな教師の学びの姿の実現に向けた方策の実施により、教員免許の発展的解消とすることにいたしましたところでございます。

ここで何度もお話を申し上げておりますけれども、今、考え方を述べさせていただきます。

○吉川(元)委員 今の答弁、無理がありますよ。

制度設計というのは、最初につくつたとき制度設計しているわけですよ。その時点で、うっかり失効というのは当然起こり得る。もしそのことを考えていなかったというのであれば、十分な制度設計についての議論が、政府の中で、文科省の中でされてこなかった。

そういう意味でいえば、文科省の責任は非常に大きいと思ひますし、それから、長時間労働に関して言うと、先ほども言いましたけれども、今始まつた話じゃないんですよ。もうずっと続いている。先ほども少し紹介しましたけれども、全国各地で、いわゆる過労死、あるいは病気になる、休職をしている、公務災害の認定の訴訟がたくさん行われてきております。これもこの二、三年で起こつた話じゃないんです。もう十年以上前から、ずっと続いている話なんです。

そういうことは真摯に、やはり私は、文科省は、まあなかなか、間違つていましたとは言えないのかも分かりませんが、真摯に受け止めるなければいけませんし、今後、新たな制度、いろいろなまた制度が入つたり改廃されると思ひますけれども、その際に、今回の、私は、これは文科

省の大きな失敗だつたというふうに思ひますから、この失敗をきちんと省の中で総括をして、そしてその上で、次どういふことをやっていこうかというのを考えないか、また同じことを繰り返してしまふのではないかと、そのことを指摘をさせていただきますというふうに思ひます。

次に、改正の具体的な内容について伺いたいと思ひますけれども、まず、今年七月一日施行ということになつておりますが、旧免許はそうであるりますし、それから二〇〇九年四月一日以降の新免許状、これらについて、現行、今教壇に立たれている旧免許状、新免許状はもうろんでありますし、それから休眠状態にある旧免許状、いずれも特段の手続なしに定めのない免許状になるのかというのを改めて確認させていただきます。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

本法案において、施行日となる七月一日に現に有効な教員免許状については、新免許状、旧免許状いずれについても、特段の手続なく有効期間のない免許状とし、更新講習の受講を必要とせず、教壇に立つことが可能となります。

○吉川(元)委員 旧免許状の休眠状態にあるものもそうですね。

○藤原政府参考人 同様でございます。

○吉川(元)委員 それで、もう一点確認させていただきます。ただ、今、期限の定めのないものに変わるといふものについて、当然、旧免許状と新免許状、これまでは二つの免許が存在をしていました。

今回、これが両方とも期限の定めのない免許状になるというところは、旧免許も新免許も、どう言えはうまく伝わるか分かりませんが、区別がない、全く同じ種類の免許状になる、つまり、将来にわたつて、例えば、あなたは旧免許状でしたからこうなります、あなたは新免許状でしたからこうなりますというところは、この時点で全部チャラになるといいますか、リセットされて、全て同じ、期限のない免許状になるという理解でいいですか。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

本法案において、施行日となる七月一日に現に有効な教員免許状につきましても、新免許状、旧免許状いずれについても有効期間の定めのない免許状となり、七月一日以降は、法令上全く違いのないものとなります。

○吉川(元)委員 それでは次に、失効した免許状について、新免許状、旧免許状でも、ごくごく少ないとは思ひますけれども、失効した免許状があると思ひますが、これの再授与にはどのような手続が必要ですか。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

本法律の施行日前に更新を行なかつたことにより教員免許状が失効した者は、法律に基づき有効な制度の下で更新講習を受講しなかつたことにより失効しているものであり、自動的に復活するということはございません。

ただし、申請書のほか、教員免許状の授与に必要な単位等の修得状況の証明書など、各都道府県教育委員会が定める所定の書類をそろえて申請を行うことで、都道府県教育委員会から再授与を受けることが可能であると考えております。

○吉川(元)委員 申請書を出すというのはある程度理解いたします。ただ、なぜそこで単位が必要になるのか。元々免許を持っていたということ、これは単位を取得していたということだと思ひます。それがなぜまた、いわゆる再授与を受ける際に、もう一度単位を出してくれと言わなければならないのか。

免許を持っていたということは、つまり単位を取つていたということですからね。なぜそれが必要なのか。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、再授与を含む免許授与の申請に必要な書類というのがございまして、こちらは都道府県教育委員会が定めることとされており、免許状の取得に必要な単位の修得状況など、審査を行う上で必要な書類を求めているという状況でございます。

ただ、実際にこの法律案が認められた場合というところでございますけれども、例えば、過去に免許状が授与された事実が確実に証明できる場合、一部の書類を省略するといったような余地もあろうかというふうに考えておりますけれども、都道府県の自治事務である授与事務に、授与実務に関わる内容であるため、今後、法案の成立が認められた際には、都道府県教育委員会と具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

○吉川(元)委員 是非、過去に免許を持っていた、あるいは教壇に立っていたということ、それはその単位を持っていたから、単位を取っているから免許を持っていたわけで、その間にその過去の単位が消えてしまうわけではないわけです、学んだことは残っているわけですから。

そこはきちんと都道府県教育委員会等々と思慮疎通をしていただいて、ただでさえそういう負荷がかかるような、最初に言ったとおり、これは文科省の私は大きな失敗だったというふうに思います。そのツケで失効してしまった免許の回復のときに、できる限り負担を軽減する。分かり切ったことをまたあえてやらせるというようなことは是非避けていただきたいというふうに思います。

それともう一点、単位に関して、ちよつと気になるんですけれども、二〇〇九年以降、新免許状というところでありますが、あるのかないのか分かりますけれども、当時例えば免許を取得するのに必要であった単位と現在免許を取得するために必要であった単位、全く同じであれば問題ないんですが、この十年以上にわたって、新たにこういう単位が必要だという話が出てきた場合に、それはどのような扱いになるんでしょうか。

○藤原政府参考人 これまで、時代の変化に伴い、教員として求められる資質、能力も絶えず変化してきたところであり、免許取得に必要な単位の内容につきましても随時見直しを図ってまいりました。

状に係る所要資格を得た場合は、見直し後についても所要資格を得たものとみなす等の経過措置が講じられてきたところでございます。

このため、本法律の施行日前に更新を行わなかったことにより教員免許状が失効した者について、当該見直し後の制度に対応した単位を改めて修得する必要があるものと考えております。

○吉川(元)委員 この点についても、是非、各教育委員会にしっかりと周知をしていただきたいというふうに思っております。

では、次に、教特法の関係で何点かお聞きをしたいというふうに思います。

改正法の二十二条の五の第一項で、研修等に関する記録の作成が新たに任命権者に義務づけられるということになります。

現行法では、この記録作成、義務化はされていないというふうに承知しておりますが、文科省の研修受講履歴管理状況調査、これは二〇二一年度に行われているようでありますが、その調査を見ますと、例えば幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校の正規教員の受講履歴を管理している都道府県教育委員会は七六・五％、つまり四分の三は既に記録をつけているということでもあります。

現状で既に研修受講履歴を管理している都道府県教育委員会、これはどのような目的で管理し、活用しているんでしょうか。

○藤原政府参考人 ただいま御指摘がありましたように、現在、約四分の三の都道府県教育委員会において教員の研修受講履歴を何らかの方法で管理しており、その活用方法といたしましては、学校管理職等による教師一人一人の研修受講状況の確認のほか、教師による研修履歴の振り返りと受講計画の作成、学校管理職等による各教師への研修受講の指導、一人一人の教師の強みを生かした配置などの人材育成などに活用されているものと承知をしております。

○吉川(元)委員 これまで任意だった研修等の記録作成が今回の法改正で義務づけられるということになるわけですが、当該条文を読む限り、任命

権者、つまり一般的には都道府県教育委員会が作成、管理するというふうな受け止めております。他方で、中教審の審議まとめでは、研修等の受講履歴について、制度的に責任を負う任命権者が共同で構築し、管理責任を負うこととした上で、システムの構築や運用に教職員支援機構が参加することが考えられるとして、関係者での間での協議も求めています。

先般の参考人質疑でも、加治佐参考人からは、履歴システムについては、当初は各都道府県、このものになると思うとした上で、最終的には教職員支援機構が中心になって全国的なシステムをつくっていただきたい、こういうふうに述べておられます。

これら一連の流れを見ますと、研修等の受講履歴の管理は、今すぐかどうかは別にして、将来的には全国統一のシステムが利用されるということになるのかなというふうにも考えられます。

実際、二〇二一年度の補正予算十億円、それから今年度予算で九千三百万円の予算がついて、研修受講履歴の管理システム構築費、これが計上をされております。研修等の受講履歴の管理システム、全国統一仕様になるのかどうか、もし仮になるとすれば、その目的を教えてください。

○藤原政府参考人 研修受講履歴記録システムにつきましては、国がその構築を行い、任命権者である教育委員会の判断と責任の下で研修履歴を記録、活用していくことを想定をしておりますが、新たな情報システムの構築に当たっては、全ての都道府県教育委員会等に活用されることを目指しております。

本システムにより、教師の新たな学びの姿を高度化する仕組みとして、教育委員会の事務負担等を軽減しながら、研修等に関する記録を活用した学校管理職等による指導助言等の実効性を高めるための取組をより合理的かつ効果的に進めることができるものと考えております。

このため、令和三年度補正予算においてこれに関する調査研究費を計上するとともに、令和四年

度予算においてはシステム構築費を計上しておりますが、まずは、調査研究において、都道府県教育委員会等とも十分に協議をしながら、備えるべき機能などについて明らかにした上で、速やかに構築に着手をしてまいりたいと考えております。

○吉川(元)委員 今、これからだというお話でもありましたけれども、特定免許失効者管理システムの構築等という名目になっております。

これは当委員会でも議論いたしました。過去に児童生徒に性暴力を行った者が再び教壇に立つことを防止するため、昨年の通常国会で成立した教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に従いつくられたデータベース構築のための予算だというふうに認識しております。

ただ、この際、文科省の説明のポンチ絵を見ておきますと、今の特定免許失効者等データベースに加え、教員情報(免許情報)データベースと、それから研修履歴データベース、この三つのデータが並んで書かれておりまして、ポンチ絵を見る限り、これは一元化をするということにも見えます。

ということは、全国共通の研修記録の管理システムは、それ単体で独立したというものではなくて、他の様々な情報等と連携をされていく、将来的にはそうなっていくという理解でよろしいんでしょうか。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

文部科学省におきましては、研修履歴を記録する情報システムに関する調査研究費を令和三年度補正予算に計上しているところでございますけれども、いずれにいたしましても、文部科学省が教師個人を特定する形で教師に係る情報を一元的に管理するということは考えておりません。

当該予算においては、研修受講履歴記録システムと教員免許管理システム等とのデータ連携を図ることとしておりますが、これは、教員免許管理システムが保有する基礎的な情報が研修受講履歴記録システムにも共有されることで重複した入力

をなくすことができるなど、効率的な運用が可能になるものと考えております。

いずれにいたしましても、研修受講記録システムについては、まず、調査研究において備えるべき機能や個人情報の適切な取扱い等も含めその在り方について明らかにした上で、構築に着手したいと考えております。

この調査研究に当たっては、個人情報保護に留意しつつ、教職員支援機構や都道府県教育委員会等とも十分に協議をしながら進めてまいりたいと存じます。

○吉川(元)委員 今答弁の中でも少しありましたが、改めてちよつと確認をさせていただく意味で聞かせていただきますが、ここで集められる情報、データについては、これは個人情報保護法で定義をする個人情報という認識でよろしいのかということ、それから、先ほどは、都道府県、四分の三はつくっているということですが、今後残り四分の一がまた新たにこのデータベース、記録をしていくわけですが、これは各都道府県内でそれぞれが独自に管理システムをつくることのできるという理解でよろしいのでしょうか。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

個人情報関係のお尋ねでございますけれども、任命権者が管理する研修等に関する記録につきましては、教師個々人の個人情報に該当するものであり、当該個人情報に関する扱いについては、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に対応することが必要であるというふうに考えているところでございます。

それから、現在まだ記録システムを構築してない都道府県教育委員会等ということでございますが、先ほど答弁申し上げましたように、記録システムについては、国がその構築を行うことを考えているわけでございますが、任命権者である教育委員会の判断と責任の下でこれを活用していくということでございますので、このシステムを活用するかどうかは都道府県教育委員会が判断するものというふうに考えております。

○吉川(元)委員 個人情報保護法は改正をされて、一元化されて、それまでは行政と独法とそれから民間、三つの個人情報保護法があったわけですが、今、この四月の一日からこれは統一をされました。今後、DX、いろいろ言われますけれども、個人情報の扱いというのは大変課題になってくる問題でもありますし、十分にその扱いについては注意をしていたきたいというふうに思っております。

次に、研修等の記録について伺います。先ほど取り上げた研修受講履歴管理状況調査によりまして、教育委員会が教員個人の研修受講を把握して記録するケースの割合が圧倒的に多く、研修を受けた本人が直接記入、あるいはデータ入力する割合は非常に低くなっております。

今回の法改正を受けて、研修等の記録、これは本人が直接入力するのか、あるいは、それともこれまでのように、多くの都道府県で行われているように、教育委員会が研修受講履歴を把握して記録をするということになるのか、どちらなんでしょうか。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

今回の改正による研修等の記録の方法等については、教育委員会が教員研修計画において必要な事項を定めることを想定しております。

具体的には、情報システムを用いて受講の都度の自動的に記録する方法のほか、校長等が所属教員の一定期間内の記録を取りまとめて任命権者に提出する方法や、教師自らが記入、入力する方法など、地域の実情や研修の態様に応じて、様々な方法で記録することが考えられるところでございます。

国といたしましては、記録自体が過剰な負担となることのないよう留意しつつ、都道府県等の判断に資するよう、研修等の記録の基本的な考え方をガイドラインで示してまいりたいと存じます。

○吉川(元)委員 受講履歴を入力することで、余計時間を取られてまた大変になるというようない

とが是非ないようにしていただきたいというふうに思いますが、それと同時に、これも先ほどの調査を見てみると、少し驚いたんですけれども、都道府県が任命権者の正規教員で、研修を受けた本人が、自分が何の研修を受けたのか閲覧可能かどうかという調査、これを見ますと、可能だというのは三八・九％しかありません。

当然、今回の法改正の趣旨から考えれば、自身自身が過去にどういう研修を受けたのかということとを本人が確認できることは必要なのかなというふうに思いますし、また同時に、受けているはずの研修が記入漏れがあったとかいうことも、これは本人が見ないとなかなか分からないということになるのではないかとこのように思います。

今回の改正で、研修を受けた本人が受講履歴を自由に閲覧することは一〇〇％可能になると考えていいのでしょうか。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

研修受講の記録は、教師の適切な学びを進めるため、個々の教師の置かれている状況や、これまでの研修履歴等を踏まえて、現状把握と目標設定を行う足がかりとなることから、教師個人が当人の研修履歴を閲覧、確認することは前提であるものというふうに考えております。

ただいま御指摘がありましたように、現在、研修受講履歴を記録している教育委員会において、教員個人が当該履歴を閲覧することできない教育委員会も一定数あるということも承知しておりますが、今回の法案をお認めいただいた暁には、今後は、それぞれの教師の研修受講の記録は、主體的で個別最適な学びを実現する上のベースとなるものとして教師本人も閲覧、確認できるよう、各教育委員会を促してまいります。

○吉川(元)委員 次に、本人は見ることが今後できるということをお話ですけれども、この履歴情報、これはどの程度まで共有されるのか。つまり、誰がこの情報にアクセスをできるのかという点について伺います。

一つは、もちろん都道府県教育委員会がデータ

ベースを作るわけですから、当然、都道府県教育委員会はその情報を持っている。それから、今お話があった、本人もその情報について今後は見ることができるよう。

同時に、今回の法案では、履歴を使つて指導助言を行う者、法律上は市町村の教育委員会ですが、実際には校長になるというふうに思いますが、そうしますと、この教員個人の研修の履歴情報を共有できる範囲というものは、任命権者、それから指導助言者、そして教員本人、この三者になるという理解でよろしいのでしょうか。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

この研修受講履歴の情報に、どういった方がこれを共有できるのかという御質問でございます。ただいま御指摘ありましたように、この法案では、記録を作成する都道府県教育委員会等は、資質の向上に関する指導助言等を行う市町村教育委員会に対し、研修等に関する記録に係る情報を提供すること、こうしてまいりますので、都道府県教育委員会等に加えて、指導助言者である市町村教育委員会、これは当然にこれを共有するというところになるかと思っております。

また、実際の指導助言に即しましては、市町村教育委員会の服務監督下にある校長等管理職が、個々の所属校の教師に対して、対話を行いながら、そうした研修受講の記録を活用しながら指導助言を行うものでございまして、こうした管理職等につきましても研修受講履歴を閲覧することになると考えております。

また、教師本人がこれを閲覧できるようにするという必要もございまして。

そのほかの共有先として想定されるものとしたしましては、教師が県等を越えて異動した場合に研修等に関する記録が提供されることが考えられるところでございますけれども、いずれにいたしまして、個人情報保護法に基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

○吉川(元)委員 私、実は今、総務委員会の方にも所属をしておりますので、まさにこの個人情報

報、まあ、保護法そのものは所管ではありませんけれども、それに関連する議論もしているところでもあります。

個人情報扱い、これについては、慎重にも慎重を期して行っていた方がいいというふうに思いますし、本人同意のないまま、今言ったような三者若しくは異動する先の県の教育委員会以外のところに情報が出ていくというようなことは厳に慎むべきだということも付言させていただきたいと思います。

もう一点、これに関してですけれども、受講履歴、全国共通のシステムが今後つくられていくというところになるかというふうに思いますが、仮に、全国統一的なシステムで行われた場合に、個人が特定できない加工をすれば、文科省が研修に関する様々なデータを作成することは、これは技術的には可能になります。文科省は、この履歴情報を活用してデータ化する意図、これはあるんじゃないか。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

こちらの研修受講履歴のシステムでございませうけれども、まずは、調査研究においてシステムが備えるべき機能や個人情報の適切な取扱い等を含めその在り方について明らかにした上で、速やかにシステム構築を進めてまいりたいと考えております。

したがって、現時点において具体的な仕様等は決まっておりますが、本システムは、国がその構築を行い、任命権者である教育委員会の判断と責任の下で研修履歴を記録、活用していくことを想定しており、国がそうしたデータを教育データとして分析するということは、これはあり得るものと考えますけれども、いずれにいたしましても、文部科学省が教師個人を特定する形でその研修履歴を利用するというようなことは考えていないところでございませう。

○吉川（元）委員 匿名加工した上でということになると、個人は特定できないという考え方が一方でありませうけれども、他方で、情報を突き合わせ

れば個人が特定をできる、そういう危険性も同時に内包している問題でもあります。是非、先ほどから何度も繰り返しておりますけれども、取扱いに十分注意していただきたいということ、それから、データを作っていくということは、それはそれであるのかも分かりませんが、ちよつと危惧するのは、そのデータによって研修が強制されるのではないか。全国ではこういう研修をたくさんの方が受けているのにあなたは受けていないんじゃないか、だから受けなさい、こういうようなことが行われるようなことが危惧をされます。

ですから、このデータを使つて、文科省、これからいろいろなことをやられるのかも分かりませうけれども、こうした強制力が働くような使い方については是非慎重であるべきだと思いますけれども、大臣、いかがお考えでしょうか。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

いずれにいたしましても、こちらの研修履歴につきましましては、管理職等が適切に個々の教師に指導助言を行う際に活用するものでございまして、その際には、教師の自主的、主体的な学びを重視して取り組んでいくということに変わりはないものと考えております。

○吉川（元）委員 次に、指導助言について伺います。

先ほども少しお話ありましたけれども、校長と教員の間の対話の中でこの研修の課題についてもういろいろ議論されること、その対話があるというところ自体については評価も一定できるというふうに思いますが、一方、個別最適な学びの在り方、これはやはり、主体的、自律的に判断するということになると、研修を受ける教員本人がその判断をすべきことだろうというふうに思います。そういたしますと、この指導助言の内容、どこまで強制力を持つのか、あくまでアドバイスということで受け止めていいのか、教えてください。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

伸ばす必要がある分野などの研修について教師から校長等へ相談することや、校長等から情報提供や指導助言を行うことを想定しております。この指導助言等については、管理職等と教師の対話の中で教師の主体的な学びを促しながら、資質の向上を図るために行われるものでございませう。したがって、管理職等からの指導助言等に対して教師が応じない場合に、直ちに法令違反の状態が生じるわけではございません。しかしながら、各教師は、当該指導助言等を踏まえつつ、自らの学びを振り返り、適切な現状把握と目標設定の下、自らの研修ニーズや学校の教育課題に対応した必要な学びを行っていくことが期待されるところでございませう。

○吉川（元）委員 次に、さきの参考人質疑、渾本参考人の方から、研修履歴、すなわち、研修の受講回数や受講内容が人事評価と結びつけられることがないようにという指摘がされました。

二〇一六年の教特法の改正時にも、教員の資質の向上に関する指標の策定は、人事評価と目的も趣旨も異なる、当時の松野文科大臣が答弁をされております。

そうしますと、今回の改正による指導助言の受け止め方や履歴に記載される研修記録も、これは人事評価とは全く別物という理解でよろしいですか。

○末松国務大臣 お答え申し上げます。

今回の法改正によりまして、教育委員会が行う研修等に関する記録は、校長等管理職が行うこととされる資質の向上に関する指導助言等の際に活用されるものでございまして、人事評価制度とはその趣旨と目的が異なります。

教員の人事評価は、校長等の管理職が、日常の職務活動の観察を通じて得られた情報などを総合的に踏まえつつ、各教師が発揮した能力や上げた業績を期末面談等で確認した上で評価を実施するものでございませう。

研修等に関する記録自体や研修量の多寡そのものが人事評価に直接反映されるものではございませう。

せんが、研修を行った結果として、これはよく答弁でも申し上げましたが、各教師が発揮した能力や上げた業績については人事評価の対象となるものとは考えております。

なお、今回の法改正におきまして、当時の松野大臣が答弁した考え方が変わるものはないとございませう。議事録も拝見しました。平成二十八年十月二十八日、菊田先生と松野国務大臣とのやり取りも拝見しまして、松野大臣からは、「両者は、その目的も趣旨も異なるものであります。」でございませう。

○吉川（元）委員 是非お願いしたいんですけども、やはりちよつと気になるのが、審議まとの中で、指導助言の在り方について、人事評価制度との違いには留意しつつとしながら、人事評価に関わる期首面談の場を活用する、こういうふうな書かれているわけですね。

今大臣が答弁された、研修を受けて、その結果として、より能力が上がって、それが人事評価になるというのは、それは私もそうだというふうに思いますし、そうでなければならぬというふうな思いをしますけれども、こういうものは、えてして、手段が目的に変わってしまうことはしばしば起こり得ることです。

プロ野球を例に例えると、バッターが素振りをする、素振りをすることは何かといえば、それは、試合でよい結果を出すために練習を積むわけであって、練習を積んだから評価が上がるということではない。

まさに大臣がおっしゃるとおりなんですけれども、しばしば目的と手段が入れ替わることというのは、これは、この問題にかかわらず、幾らでもあり得る話でありますので、是非その点については十分に文科省の方からも注意喚起をしていただきたいというふうに思います。

ちよつと、余り時間がないので、少し飛ばします。

次に、研修についてなんですけれども、審議まとの中で、最後に、働き方改革を進めていくこ

とが重要という指摘がされております。その際、この研修というのは、職務としての研修は勤務時間内に行われることが前提というふうになっておりますが、この審議まとめにあるように、職務としての研修は原則として勤務時間内に行われる、そういう理解でよろしいですね。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

職務としての研修は勤務時間の中で行われることが前提でございます。各教育委員会が主催する研修や各学校において行われている校内研修は勤務時間の中で実施されているところであり、このことは本法案によって変わるものではございません。

○吉川(元)委員 ちよつと気になるのは、オンデマンドというのがあるんですね。オンデマンドがたくさんというシリーズで出ておりまして、オンデマンドということは、別に、どこでも、いつでも見ることができると。これが、自宅においてやりなさいという話に簡単になつてしまふんじゃないか。その点も十分注意をしていただきたいというふうに思います。

最後に、もう一点だけ。

この研修に係る費用負担の在り方、これについては、どのように文科省は考えていらっしゃるんですか。

○末松国務大臣 お答え申し上げます。

教育委員会が実施をします研修は、職務として行う研修でありまして、現在も教師個人の費用負担が生じない形で実施されているものと考えております。新たな研修制度においても同様に行われるべきであるというふうには考えております。他方、教師が受講する研修の中には、引き続き重要な役割を果たしていく、大学等を始めたとした様々な主体が提供する有料の研修も含まれるものと考えられますが、自主的に取り組む有料の研修は、これは自らの判断によって、自己負担で受講することもあります。こうした研修については、管理職が強制することにつながらないように周知徹底を図ってまいりたいと思います。

いずれにしても、新たな時代に求められる教員研修の充実のために、国と地方公共団体、それぞれの役割分担を大切にしていきたいと思っております。

文部科学省におきましては、オンライン動画コンテンツの充実など教職員研修の高度化や教職員支援機構の機能強化など、経費を令和四年度予算計上したほか、各地方自治体に対しては、教育センターで行う各研修に要する経費、交通費、宿泊費などを含む旅費など、地方交付税交付金で措置をしているところでございます。

文科省として、人材育成に努めていきたいと思っております。

○吉川(元)委員 時間が来ましたので、終わります。

○義家委員長 次に、荒井優君。

○荒井委員 ありがとうございます。立憲民主党の荒井でございます。

先日の三月二十四日の本会議でも質問させていただきましたが、引き続き本件についての質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず冒頭に、ウクライナから避難されてきた方々に対しての対応ということをお願いしたいと思います。

本会議での質問のときにも、冒頭に同様のお願いをいたしました。特に、ウクライナから避難されてくる子供たちへの対応をしっかりとお願いしたいということをお願いいたしました。今般、ウクライナから二十名ですか、日本に避難されてくる、そういった方々への、今後も続くかと思いますが、是非特に子供たちへの支援をしっかりとしていきたいというふうに思っております。

実は、僕自身も今、ウクライナから日本に戻ってきた、在留資格のある方ではありますが、お母さんと息子さん、息子さんは十七歳なんですけれども、帰ってこられた方々のサポートをしておりますが、やはりウクライナの方ですので、日本語も、お母さんは多少話せるんですけども、息子

さんはほとんど日本語が話せない状況の中で、何とか日本にしばらく根づいて、過ごしていただきたいという要望を聞いていて、どういうふうに学校等で引き受けられるのか、いろいろと模索をしていたりもするところです。

その中で感じているのが、いろいろとボランティアでお手伝いされる方々はいらっしゃるんですが、やはりウクライナ語若しくはロシア語で、コミュニケーションするのが大変難しいなというのを感じておりまして、それは私自身も感じてい

るんですけども、こういった、皆さん、日本の方々がサポートしたいという気持ちがある中で、それをどういうふうに、特に避難されてきていますので、非常に精神的にも不安定だったり、また、なかなか先の見えない中で、落ち着いてい

るなことを考えていくというのが非常に難しい中、まさにワンストップのセンターみたいなものが要るのではないかと今思っています。

僕、個人的にも、東日本大震災のときにも、北海道に東北から三千人以上の方々が避難されてきていて、そういう方々への、避難者の方にいろいろな支援活動をしてきましたが、こういった支援を受ける側と支援をする側の、やはり間に立つような立ち位置が今回特に要るんじゃないかというふうに思っております。

その意味でも、そういった今回のウクライナの方々、もちろん、だけではないと思うんですが、国として、こういった特に外国から来られる方々のサポート、特に子供たちのサポートをどのように行っているのか、教えていただけますでしょうか。

○藤原政府参考人 ウクライナ避難民の方々の受入れに当たり、避難してきた子供たちに適切な教育機会が確保されることは重要であると認識をしております。

我が国では、外国人の保護者がその子供を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合においては、国際人権規約等も踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で受け入れております。

現在、学校で使う日本語の単語をウクライナ語で説明した資料を文部科学省のウェブサイトに掲載するとともに、外国人児童生徒、保護者に対し、日本の学校生活の決まり等を説明する動画コンテンツのウクライナ語版の作成を進めているところでございます。

これまでも、文部科学省では、外国人児童生徒の教育の充実の観点から、日本語指導補助者、母語支援員等の外部人材の配置など、外国人児童生徒等へのきめ細かな支援に取り組む自治体を補助事業で支援をしてきております。

また、こうした児童生徒を受け入れている学校の多くでは、特別の教育課程を編成し、日本語指導を実施しております。

文部科学省としても、日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく改善にも取り組んでいるところでございます。

文部科学省としては、関係省庁及び受け入れ自治体等と緊密に連携協力しつつ、避難民の子供たちの就学機会の確保や、きめ細かな支援に取り組んでまいりたいと存じます。

○荒井委員 ありがとうございます。

全国各地で、こうしてウクライナの方々をボランティアでサポートしたいという方々、たくさんいらっしゃると思います。文科省としても、そういった方々の、特に子供たちが学校に行ける環境は整いつつあるということだというふうに理解しておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

含めて、そういったボランティアの人たちが、もちろん、子供が学校に行くだけじゃないですね、当然、その親御さんたちのいろいろな、精神的なケアであったり、そもそも、知らない土地で避難しながら暮らしていくというためには、様々な、やはりいろいろな情報の提供が必要になるというふうに思います。

ただ、先ほど申し上げたように、ウクライナ語やロシア語で、なかなかコミュニケーションが難しいという状況もありますので、やはり、そう

いったワンストップの何か、支援者と支援をされる側の人をつなげる、間に入るような、ワンストップセンターみたいなものがあるといいというふうに思いますが、その辺り、今どんな手続になっているのか、教えてください。

○君塚政府参考人 岸田総理が受入れを表明された三月二日から四月五日まででございますけれども、速報値でございますが、四百二十八名のウクライナからの避難民が我が国に入国しております。

出入国管理庁では、外国人支援センター、FR ESCといえますけれども、このヘルプデスクにおきまして、一般のウクライナ情勢の緊迫化に伴いウクライナから日本に避難してきた方々からの電話相談に多言語で対応しているところでございます。ただ、ウクライナ語で相談を受けた場合の対応につきましては、通訳人の確保を急ぎまして、速やかな実施に向けて詰めを行っているところでございます。

それ以外に、ウクライナ大使館の方から、機械の、翻訳の装置というものを各希望者に対して配付されているように承知しておりまして、私どもの現場においても、生の通訳以外に、機械翻訳についても現場において役立っているということでございます。

いずれにいたしましても、私ども、ウクライナから日本への避難民に対して、住居、就労機会、それから、今御指摘ございました日本語の機械、子女の教育等々につきまして検討されている自治体あるいは企業などから情報を一元的に把握するための窓口、これは、先ほど申し上げたヘルプデスクと同時に私も窓口を設けておりまして、既に多くの自治体から、あるいは企業、団体から協力の表明をいただいて、今、そのやり取りをさせていただいているところでございます。

私どもの支援策等々につきまして、いろいろ合わせてましてマッチングを進めながら、ウクライナから来られた方々が少しでも安全、安心、あるいは落ち着いて日本での生活を送っていたただけるよ

うに、私どもとしても、彼らに寄り添いながら支援を行ってまいりたいということでございます。

○荒井委員 ありがとうございます。ウクライナ大使館が翻訳の機械も提供しているということでしたので、是非そういったものが広く配布されるいいなと思っております。

皆さんのお手元にも、資料一で、Voice T raという、これは、N I C T、総務省の外郭団体が開発したアプリケーション、携帯電話のアプリになりますが、そちらの資料をお配りしております。

二ページ目を見ていただきますと、三十一言語の翻訳ができる。これはかなり精巧なものでして、この中にロシア語も入っています。残念ながら、ウクライナ語はコーパスというあれがまだ入っていないみたいですが、こういったところにも是非使われるといいんじゃないかというふうに思っています。

ちなみに、二〇一八年に胆振東部沖地震という、北海道で大きな地震がありまして、そのときに電気が止まって、ブラックアウトが北海道、札幌市内でも起こりました。その際に、実は、僕は当時、高校の校長でしたので、学校はすぐに休校にしましたが、翌日からボランティアの活動に、動ける先生や生徒といたしましたが、そのときには、当時、まだコロナではありませんでしたので、外国人の旅行者がたくさん札幌にいらしていたんですが、そういった外国人の旅行者向けの対応というのがなかなかすぐできていなかったという状態があります。

ですので、旅行者の人たちがどこに避難したらいいのか、どういうふうにしたらいいのか非常に分からなくて悩まれているというところに、英語のできる先生たちや生徒たちとちよつと行つて、何か声かけをしたんですが、そのときに気づいたのが、皆さん、旅行者が英語ができるわけではなかったわけですね、中国の方やインドネシアの方等、フランスの方とか。そうなったときに、実は、こういったアプリを携帯電話にインストール

して、少しでも何かお役に立てませんかというやり取りをいたしました。

実は、それ以来、学校の授業等でも、もちろん英語の文法や英語のコミュニケーションをするのは大切なものの、知らない人たちがこういった携帯電話のアプリを通じて、道行く人に札幌のことを伺ったりお話をするという機会も非常に重要な教育活動なんじゃないかと思つて、そういったことも外国語の授業、英語の授業等で行ってまいりました。

今日は文科委員会ですので少し教育的なお話もさせていただきますが、是非今後も、こういった外国から避難されてくる方々をサポートするとき、こういったアプリケーションを、国が開発しているもので、是非活用しながらも進めていただきたいというふうに思っております。是非N I C Tにはウクライナ語も早く入れていただけるといいのかな、そういうふうに思っております。ありがとうございます。

続きまして、本法案についてお尋ねしたいというふうに思います。

先日の参考人の質疑でも多々ありました、特に佐久間先生がおっしゃられていた、今回のこの法案に関しては、更新制の廃止だけでいいんじゃないか、そもそも研修というものを日本の教育機関では十分にやっているので、研修はそもそも要らないんじゃないかということをおっしゃられていたというふうに認識しております。全くそのとおりだというふうに僕も聞きながら感じておりました。

そもそも、佐久間先生がまさに象徴的なことをおっしゃられていたと思うんですが、今、日本の教育政策に足りないのは、多くの心ある教員を励ます政策であり、つまり、教員の身分や待遇を改善するための具体的な政策じゃないか、そういうことをおっしゃっていらつしやいましたけれども、非常に共感するところが多かったです。そういう中で、研修というのが本当に更にブラ

何いたいというふうに思います。もちろん、再三この委員会でも質問が多くされてきたことではあります。改めて。

そして、この研修というものを、もうここまで書かれていますので、どこまで認めていくのかというところの中で、大事なものは現場の経験というものになると思いますが、実は、学校現場ではたくさんの研修が行われています。校内研修とか自主研修。また、加えて、組合の研修というも行われています。

例えば、こういった組合の研修みたいなもの、若しくは自主研修みたいなものを一体今回の研修として認めるつもりがあるのかどうかというところをお伺いしたいというふうに思います。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

変化の激しい時代におけるこれからの教師の学びの姿としては、教師一人一人の置かれた状況に照らして、適切な現状把握と具体的な目標設定を行った上で、個別最適で協働的な学びが行われることが必要であると考えております。

このため、過去に教師が何を学んできたかという情報を客観的に記録することを義務づけ、これを基に校長等管理職が教師の資質向上に対し指導助言等を行うという役割を明確にするため、教育公務員特例法を改正することが必要であると考えております。

研修を始め、資質向上のための取組には、校内研修や授業研究などの現場に即した学びや、職専免研修、自主研修も含め、また、勤務時間の内外を問わず、多様な内容、スタイルの学びが想定されます。

その際、教職員組合の主催する研修会については、組合活動の一環として行われることから、勤務時間中に職務専念義務を免除されて行う職専免研修として扱うことはありますが、これに限らず、勤務時間外に行われる自主的なもので資質向上に資する取組には、様々な主体が提供する多様なものがあるというふうに考えているところでございます。

○荒井委員 ありがとうございます。

そうしましたら、組合の研修を含め、そのほかの自主的な時間外に行われる研修も認める可能性は十分にある、そういう理解でよろしかったでしょうか。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

自主研修については、先ほども申し上げましたように、多様な内容、スタイルの学びが想定される中で、自主的な勉強会を始め、勤務時間外の様々な学びも記録の対象から除外されるものではございませんが、いずれにしても、何を記録するかは都道府県教育委員会の責任において判断されるべきものであり、記録自体が過剰な負担となることがないよう留意しつつ、基本的な考え方を示してまいりたいと考えております。

○荒井委員 ありがとうございます。

それぞれの教育委員会が判断することなんだというふうに理解をしております。是非、それぞれの教育委員会でも、積極的に、前広に現場の経験というものを含めて認めていっていただきたいというふうに理解しております。

今回、この研修を、どういった研修を受けるかどうかというのは、校長、管理職とそれぞれの先生たちの面談を通じて、対話を通じてということだというふうに書かれております。

先般も、山崎先生の方からも、この対話のときには、面談を年三回、公立でもやられているというお話でしたが、そのときには教頭先生も入るというお話でしたが、この対話というものを、各校長先生、管理職の先生たちが、やはり、これは何のために行うのかというのを非常に大切に思っていた、だいたいというふうに思っています。

心理的な安全性、僕は、学校における一番大切なことは、この心理的安全性だと思っています。もちろん生徒の心理的安全性が担保される場が学校であるべきであると同時に、やはり先生たちの心理的安全性こそ今最も求められているというふうに思っています。

働き方の改革、もちろん大切です。給与が低

い、給特法の話も後で質問しますが、給特法の問題もそうですが、でも、一番の問題は、まさに職員室の心理的安全性、働いている人たちがしっかりと自信を持っているることにチャレンジしていける環境こそが今学校に最も求められているというふうに思いますので、そういうものを引き出す対話であっていただきたいというふうに思います。

私自身は、学校とか教育における指導という言葉が、非常にずっと違和感がありまして、以前、文科省の委員をさせていただいたときも、その話をしたところ、そうすると、文科省から発出する文書が、指導という言葉がなくなったら、ほとんど黒塗りになっちゃうんじゃないか、そんなことをとある別の先生からも言われましたが、でも、本当にその指導というものが学校に、先ほどの吉川先生も、手段が目的化しやすいということをおっしゃっていました、まさにこの指導をし続けていくと、手段が目的化されていって、何のためにその行動をしているのかということを分からなくなってしまうということが今の学校現場に多々あるんじゃないかというふうに思います。

その意味でも、今回の研修に基づく最初の校長先生と現場の先生たちの対話が、指導する場ではなく、まず、やはり心理的安全性を高めるような、そういう対話が行われるように、是非これはお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、ちよつと質問の順番を変えさせていただきますまして、教育そのものについて末松大臣にお伺いしたいというふうに思っております。

前回、本会議で質問をさせていただきましたが、そのときに、最後の方に、教育の格差が日本で生じているんですということをお伝えさせていただきました。

その際、実は、この資料、お配りしている三ページ目の新聞記事に基づいて、教育格差が日本で起きているという事例について御紹介をしようと思いました。

実は、先日の本会議での質問の文書の内容に関

しまして、直前まで文科省ともやり取りをする中で、具体的な数値は、この中では、先般の質問では入れないことにいたしました、ただ、この新聞記事があることは事実です。二〇一八年の一月十四日に、西日本新聞の記事として掲載をされています。

この中で、学力格差の芽が小学校四年生からというふうに書いてありますが、実際、学校現場の先生たちはやはりこういったものを肌感として物すごく感じているというふうに思っています。

ちなみに、この新聞記事の中でも、一段目のちよつど真ん中辺りに、「調査では全体の約三割が中三時点で小四の学力平均を満たしておらず」というふうにも書いてありますが、まさに、実は、僕が校長をしていた学校も、こういう全体の、標準偏差という概念がありますけれども、標準偏差の中の下位三〇％というのはおおよそ偏差値四五以下という形になりますので、その偏差値四五以下の学校、私の学校もそうでしたけれども、こういう学校を見ていると、確かに小学校の学力があるかないかというのは非常に危うい、でも一生懸命頑張ろうとしている生徒たちが非常に多いんだということを実感しています。

学力がついていないのはその子供たちだけのせいとも言いきれなくて、これは日本の教育にまつわる大きな問題を、やはりここをずっと見過ごしてきたものじゃないかというふうに僕は非常に感じながら、校長として学校を運営してきました。

こういった、例えば、私の高校に半年間、当時、「ブリギヤル」の映画のモデルになった小林さやかさんもインタビューで来られていました、まさにその映画「ブリギヤル」の彼女自身も、高校二年生のときに、びりでギヤルだところから、でも、ある塾の先生に出会って勉強を一生懸命頑張って慶応大学に受かる、そういう映画ですが、あの映画の中でも、最初にその塾の先生がさやかちゃんに渡した、じゃ、このプリントをやってこらんとって渡したプリントは、小学校四年生用のプリントなわけですね。その小四のプリ

ントを彼女は半分ぐらい解けて、ああ、できるじゃんかということで、じゃ、次、五年生のをやってこらんとというふうに言って、そこからだんだんやる気が出てきたわけですね。

つまり、教育関係者はみんな分かっているわけですね。小学校四年生辺りからみんなつまづいていった子たちが、やはりだんだん勉強が伴ってこなくなっていく。実際そうですよ。勉強というのはだんだん上に載せていきますので、小学校四年生、五年生でつまづいてくると、主に分数でつまづいていくというふうな感じがして、分数の割り算等々でだんだん分からなくなってくるというふうな感じがしていますけれども。

こういった、勉強ができない、自信がない子たちがだんだんそのまま中学校を卒業し、義務教育を卒業し、そして九九％の子たちが今高校に来ていますので、そういった高校に、小学校、中学校の学力がはつきり身についているかどうか非常にあやふやな状況で高校一年生、高校二年生の数学の授業をしなればいけないというのが今の高校現場の実態でもある、そういう状況があります。

この実態を、やはり格差がどんどん生まれているし、そこには、この新聞記事にも、それが経済性とやはりひもづいているんじゃないか、こういう実態が今、日本の教育にもあり、この現状をどういうふうに通直していくのか、向き合っていくのかというのが文科行政にとって一番大事なことになるんじゃないかと思っています。

僕自身もそうでしたが、今日この場にいらっしゃる、そして霞が関や永田町にいらっしゃる多くの人が、やはり偏差値の高い大学を卒業して、まさにその上位何％という大学を卒業している中で教育の行政や教育の現場というものの向き合っているんだと思いますが、でも、現実の学校教育の現場では、まさにこういうふうな、勉強ができないからやる気ができてこないという子たちにどうやって向き合っていくのかというのを、先生たちはそこに物すごく苦勞しながら、そして、何とかその子たちを、まさに教育というのは正し

いものなんだというふうに信じながら向き合っているんですね。

この格差、この現状、先生たちは頑張っているけれどもどうしても変えられないこの格差というものに対して、末松文科大臣としてはどういうふうに向き合っていくのかということ、是非お考えを伺いたいと思います。

○末松国務大臣 荒井先生から大変難しい質問をいただいたと思います。一概に、こうが正しい答えだというのはなかなか、今、座っていて聞いておりましたけれども、出てこないというのが本当のところの気持ちでございます。

ただ、先生、この新聞のとおり、小学校四年生からつまづき始める、分数なんかが出てきていうことでありましたから、今日、今先生、経験を踏まえた貴重な御指摘をいただいたと存じます。

私は思うんですけれども、やはり、生まれ育った家庭の事情とか地域の状況にかかわらず、誰もが質の高い教育を受けられるようにするということは極めて重要でありますし、本来、学習指導要領は、全国の津々浦々、ここまでするところはみんな知識なりを習得できるようにしようという教育がきちっと受けられるようにしようというところであると思っています。

まず、子供たちの学力の点で申し上げますと、先般、新聞記事に出ておりましたけれども、中三の三割が小四程度の学力ではないかというふうな話がありましたけれども、査読を経た後の論文にはないものと承知しておりますけれども、実態として、子供たちの間での学力の定着状況に違いが生じているというように認識をしております。この辺りは、もう先生は本当に肌感覚で強過ぎるぐらいこの感覚をお持ちだと思えます。

このため、文部科学省としても、学習指導の充実とか教育環境の整備に取り組むことで、全ての子供たちに必要な学力を身につけさせるようには取り組んではまいりましたけれども、まだまだであります。

全国どこでも子供たちが充実した教育を受けられ

れるようにしていくということは大事でありますから、一つには、先生、GIGAスクール構想というのは、やはり、一人一台端末というのは、私、福島の名みえ創成小中学校に行きましたけれども、小学校六年生でも、一人なんですからけれども、生徒は二十八人ぐらいでしたね、一人、受けれるんですよ。その代わり、他校とオンラインで連携してやるから五、六人の授業ができるということでもありますから、これも一つの、地理的な要因にとらわれない学びを可能にしているなと思います。

ICT教育を、遠隔授業の実施によりまして、地方の高等学校の特色化、魅力化を推進できるのではないかなという、それはいろいろ先生方から御意見もいただかなきゃならないと思います。

それと、地域における協力向上に向けたコミュニティスクールというの、一万校ぐらい今できておるんですけれども、三鷹市のコミュニティスクールの代表世話人をされておられる女性の方々と意見交換しましたけれども、やはり、地域で太い支えられる可能性のある施策だと、私はそのように信じております。

子供は、よく使う言葉ですけれども、やはり国の宝であって、地域の宝でございます。子供が地域からいなくなれば、その地域は衰退していく可能性が高くなります。全国的に地域の教育資源をしっかりと整えていく中で、各地域にある教育資源を存分に生かしつつ、その地域ならではの教育が行われることが大切であるというふうに思っています。

簡単な言葉でありませんが、子供たちを誰一人取り残さず、可能性を最大限に引き出す教育というものを、これはもう与野党を問わず、みんなでその目標を掲げて進んでいきたいというふうに認識しています。

先生が本会議で最後に農家のお嬢さんのお話をなさったことは、よく記憶をいたしております。大切にしたいと思えます。

○荒井委員 ありがとうございます。

もちろん、簡単な問題ではないと思っております。特に人の、特に子供たちという、柔らかな人たちだと思っております。でも、非常に感度が強く、ストレートに物をみんな感じています。特に、勉強が苦手な子たちほど、本当に大人や、それは先生であつたり、親であつたり、地域であつたり、若しくは政治家であつたりという人たちが言っていることを、本当にやる気があるのかどうかというのは、そういう子供たちほど真剣に見ているというふうに感じていますので。

僕は、そういう子供たちがちゃんと自分たちの未来を信じられるようにするのが、やはり、文科省であつたり、教育をつかさどっている委員会ではないかというふうに思っていて、そういう思いでこれからもしっかり仕事をしたいというふうにも思っていますし、どうぞ文部科学省の皆さんも、頑張っていないとは全く言うつもりもないんです、でも、是非、そういうところをリードしていきながら、少しでも日本の教育を、今本場に、佐久間先生も前回おっしゃられていましたけれども、昭和四十年以降、ほとんど学校の先生たちの給与やそういったところに対して投資をしてくれなかった、投資という言い方はされていませんでしたけれども、そこをしっかりと施策を打つてこなかったのが、先進国の中でも日本は本当に数少ない国だったというふうに言われているわけですね。

やはり、国の政策としても、教育に対してまなざしが薄過ぎたんじゃないかというのを非常に感じていますし、こういう学力の格差というものも、今からでも遅くはないというふうに思っています、是非、総力を挙げて直していきたいというふうに思っています。

ちなみに、先ほど浪江の創成小のお話がありましたけれども、二〇一二年に、浪江町の皆さんが二本松市に避難されてきたときに、僕もその避難した浪江小学校に伺いました。

そのときに、もう廃校になった学校の教室を

使って、浪江町の人たちがそこに通われていましたけれども、当時、小学校一年生のクラスは一人の子しかいなかったんですね。しかも、一人の子が一人の先生に教わるという風景を、授業を後ろから拝見して、大変ショックを受けながら、そうしたら、その当時の校長先生が、荒井君、それはショックじゃないんだよ、この一人の子がこの浪江の小学校に通ってくれていて、これが、これが我々の希望なんだというふうに言われたことを、僕はやはり忘れられないんですね。

やはり教育というのは、そういう意味では、大人にとつては希望なんだというふうに思っています、しっかりとそれを是非、しかも、その希望自体を今、しっかりとやるのが大切なんだ。未来のためにではなく、今の子供たちのために一生懸命やるのが大切だと思っております。そして、それを日本全国で先生たちがやっているとすることを是非御理解いただきたいというふうに思っております。

という話の中から、給特法の話について改めてお伺いしたいというふうに思っております。本会議の議場でも、末松大臣から、また、鈴木大臣から、給特法について御答弁いただいたとおりです。もちろん、簡単ではないということ、僕みたいな一年生の、まだ国会議員になつて六か月、しかも野党の議員でも分かつているつもりですが、でも、これ、どうしたら本当にこの給特法というものを、だつて、よく考えてみたら、なぜ学校の先生だけが、法律で決まっているとはいへども、ほかの公務員に比べて、残業代が出ないのかというの、これ、やはり何かおかしいんじゃないかというふうに思えてならないんですね。

どうやると、この給特法、特に財源措置というものが出てくることかというのを、これはもう本場に、今日は教えていただきたいという立場で伺いたいと思うんですが、今回の、もちろん、残業代を出すようになれば、財源措置が必要なので、そのお金を用意することも必要にな

るんだと思いますが、これ、どうやってこの予算措置というものができ得るのかどうか、是非、財務省と、あと末松大臣に伺いたいと思います。

○奥政府参考人 お答え申し上げます。

公立学校の教員の勤務や給与の在り方につきましては、まずは、現在の勤務実態を追認することなく、教員の働き方改革を進めることが重要と考えてございます。

令和四年度予算におきましても、教員の事務負担を軽減するための外部人材活用などに係る予算を計上いたしまして、教員が授業等に注力できる環境を整備することとしております。

文部科学省において、引き続き働き方改革の徹底に向けた取組が進められるとともに、勤務実態調査も実施される予定と承知しております。財務省といたしましても、引き続きこれらの動きと連携を図ってまいります。

○荒井委員 それは、財務大臣もそういうような御答弁だったというふうに認識していますが、勤務実態調査をして、働き方改革が進めば、給特法そのものに関して財源の措置をして、給特法を直していくということが行えるというふうな理解をしてよいものなのでしょうか。

○奥政府参考人 お答えいたします。

財務省といたしましては、教員が授業等に注力できるようにするため、まずは、教員の働き方改革をしつかりと進めていただくこと、これが何より重要と考えております。そして、それを後押しをするために、必要な各種施策について予算措置を講じているところでございます。

また、先ほども申し上げましたように、令和四年度におきましては、文部科学省が教員の勤務実態調査を実施予定と承知しております。その結果についてしつかりと分析をする必要があると考えております。

○荒井委員 ありがとうございます。

本日に、僕は、この給特法というのは、学校現場で、僕は私立高校の校長でしたので、給特法、直接は、全く関係はないんですが、なぜ公立の先

生たちがこういう状況下で働いているのかというのは、大変理解に苦しむところが多かったというふうに思っています。

学校教育の現場の今一つ大きな課題だと思っていますので、これを是非、給特法をなくしていくということをや、文科省やこの文科委員会の大きなムーブメントにしてほしいというふうに思っているんですが、末松大臣、いかがでしょうか。

○末松国務大臣 荒井先生にお答えを申し上げます。

文部科学省としては、学校における働き方改革の推進に向けて、令和元年の給特法によります、教師の勤務時間の上限を定める指針の策定を行いました。今はもう月四十五時間、年間三百六十時間ですね。それと、小学校における三十五人学級の整備であるとか、教科担任制による教職員定数の改善であるとか、教員業務支援員を始めとする支援スタッフの充実など、これはもう先生御承知のとおりでございます。

今後、こうした働き方改革の様々な取組と成果を踏まえつつ、今年度に勤務実態調査を実施をして、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況をきめ細かく把握する予定でございます。その結果等を踏まえて、給特法の法制的な枠組みを含めて検討していきたい、そのように考えておりますが、今、奥次長も話がありましたように、奥次長も働き方改革をまずやってほしいということでありま

す。それと、先生も御承知のとおり、令和元年に、確かに衆参の文教科学委員会に附帯決議、特に参議院で、十二項目に、三年後を目途に教職員の勤務実態調査を行った上で、本法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるというところでありますから、もちろん、できればそれは前倒ししておっしゃる方もおられるんですけども、まずきちつきちつと実態調査をしなから進めてはいきたいと思うので、お尋ねの財源措置を含む今後の対応につきましては、調査結果等を

踏まえて検討するものでありまして、実は、どのような措置を講ずるかというのは現段階ではまだ決まっております。

それをお答えするのは、実は、私は大臣ではありましても総理ではございませんので、やはり根本は総理の考え方が大きな基本になってまいりますので、そのことは申し上げておきたいと思うんですが、すけれども、何とか働き方改革は大きな一つめどをつけていきたいなという、その思いは強く願っております。

○荒井委員 末松大臣、ありがとうございます。是非、岸田総理にお伝えいただきたいというふうに思っております。本日に、総理大臣なんだろうなというふうには思っています。日本の教育をよくするということがまさに今、将来につながっていくということを、是非、岸田総理にお伝えいただきたいというふうに思っております。

働き方改革が、そういう意味では、給特法を直すに際しての大きな鍵になっていくんだというふうに理解をしております。資料の四ページ、これは実は文科省のサイトから引つ張ってきたものですが、私が校長をやっていたときの職員室の改革について、文部科学省の方でその取組を取材していただいたものがホームページにありますので、その一ページ目だけ掲載しております。

それが全ていいとは申し上げませんが、いろいろな工夫を各学校もしている中で、やはり、先ほど申し上げたように、職員室の心理的安全性を高めることが働き方改革においては一番大切だというふうに感じていますので、是非そこところ、上からこういうふうにしなさいとかやりなさいというふうにやると、特に学校は、先生たちも柔らかな子供たちを扱っていますので、先生たちも、そういつた上からの、まさに指導的な対応には非常に敏感なところもありますので、僕は、働き方改革は上から押しつけていくようだと必ずうまくいかないというふうに思っております。

それよりもポトムアップで、まさに先生たちの心理的安全性が担保されている中でいろいろなチャレンジをしていくということを是非促していっていただきたいと思っていて、資料の五ページ以降、これは私が校長をしていたときの職員会議の資料ですが、ある私立高校の働き方改革のプロセスを大臣並びに文部科学省や委員の皆さん方に少しだけ共有できればと思います、持ってきました。

細々とは申し上げません。ただ、特に七ページ目含めて、実は約半年で、これは二〇一八年の話です。約半年で、三六協定や変形労働制などを入れる形で働き方改革を実施するという形をやりました。社労士の先生やいろいろな先生方の、外部の人たちのサポートも受けたんですが、どういった企業でも半年間でこれぐらいのことを実装するのは非常に難しいというふうに言われてきましたけれども、でも、やろうと思ったらできるんです。十分できたと思います。

そして、この七ページ目の一番下のところに書いてある意識改革から風土づくりということも、十分にこの半年間で実装できたというふうに思っています。

働き方改革というのは、時間を短くしろとか、そういうふうに言うだけでは結局進まないものだと思います。先生たちが自発的に、つまり、教育とは何なのか、学校の先生の役割とは何なのか、もっと言うとならば労働時間とは何なのか、どこまでが労働であり、どこが労働ではないのかというところ、これは先生たち一人一人が定義づけていく行為なわけですね。そうすると、本に、じゃ、これは労働時間なのかどうかというのを一人一人が考え、そして校長や管理職と対話しながらまさにそれを、じゃ、これは労働時間だね、これは労働時間じゃないよねということを決めていくプロセスが、今まで学校ではなされてきていなかったことをせざるを得なくなるわけですね。でも、できないことではないというふうに思っています。

私立高校だからできたとか、民間出身だからできた、いろいろな言われ方はしますけれども、でも、大切なことは、これは学校種がどうであつてもやれるんだということを、そしてやれる文化さえ醸成していけば、ポトムアップでやっていけば、学校の先生たちとは新しい教え方、新しい教師としての在り方というのをしっかりと実装できるんだということの解があるということは僕はとても重要だと思ひますので、今日ここで皆様方にお渡しをいたしました。

八ページ目、いろいろな施策をいたしました。こういったことだつて、ノー残業デーを入れたら、いろいろなことをやりながらできてきたというふうに思ひます。

あともう一つ、先日の参考人質疑のときにも、加治佐先生が、兵庫教育大の学長先生ですので、実はあのときに、さらりと附属の小学校の話をしていただけおっしゃられていました。附属小で、国立の学校は給特法、関係がございませんで、そういう意味では労働基準法に対応するという形で、最近もニュースで、国立の附属の小中学校がこの労基法に関して、残業代をしっかりと払うようにというふうな労働基準から勧告を受けたというふうな話が前提になつたようなお話があつたかには思ひましたが、まさに大切なのは、このお金の話になつていくというふうに思ひます。

九ページ目、御覧いただきたいと思いますが、私の高校でも、もちろん、私立の学校の経営というのは大変厳しくて、その中で人件費を上乗せするというのは大変難しいんですけども、それでも、このとき、これは国が決めたことだからしっかりと対応しようというふうな思ひまして、当時、二千万円ぐらいの残業代が出ることを見越して予算を立てて運営していきまして。結果的には一千七百万ほどの残業代を出す形になりましたが。

ただ、その内訳の中身というのを、十ページ目になりますが、高校でありますので小中とは多少違つかも知れません。ただ、勤務時間外や休日勤務の七五％は部活動によつて占められているのが

うちの高校の実態でした。その中で、もちろん残業代をお支払いするという形になっていきます。

改めて、まさに学校教育の中に、部活動とは何なのかみたいな、まさに何のために部活動があるのか、そして何のためにその授業があるのかみたいなことをもう一回問い直していくプロセスがこの働き方改革そのものなんだというふうな大変理解しております。

ですので、この先、来年以降、調査は確かにそんなに難しくはな行えると思ひますが、ここから働き方改革を実装していく中で、本当に、現場の先生たちが、まさに学校というものは何なのかを問い直していく、これは非常に重要であり、難しくあり、でも、必ずできる作業をやっていく必要があるというふうな思ひます。

でも、その先には、何度か申し上げますが、やはり、給特法みたいな法律というもので今縛つてしまつていからこそ学校の現場が苦しんでいんだということを是非大臣には御理解いただきたい、リーダーシップを発揮していただきたいというふうな思つて、今日は幾つか学校の話をさせていただきます。

大臣、最後、感想等お伺いできればと思ひます。

○末松国務大臣 先生おっしゃるように、働き方改革、上から押しつけてこうだあだという話ではなくて、それぞれの現場を見ながら、どうあるべきかという、自然発生的に今施策というものは考へていくべきものもございします。いろいろな問題から構成されておりますから、同時並行的にいろいろな施策を今打っておりますので、その効果も見えきやならないというこも思ひます。

先生おっしゃったように、給特法だけが解決できれば働き方改革ができるかといつたらそうでもないという御認識のお話もありました。あらゆることを全部頭の中に置きまして、総合的な判断をしながら今年度調査を行いますので、現場の先生方にはゆとりがないと生徒にゆとりのある教育はしづらひと思つておりますので、そのことをよく

念頭に置いて教育施策を進めてまいりたいと思つております。

答弁になつたかどうか分かりませんが、答弁要旨なしで今お話し申し上げたところですよ。

○荒井委員 ありがとうございます。

二年前だつたと思ひますけれども、「#教師のバトン」というのを文科省でやられました。実は、僕もあれの協力者に入つていて、何回かつぶやいたこともありましたが、もちろん、世間でいろいろな声があつたのも承知しております。

でも、あれ自体は、やはり文科省が学校の先生たちの声を直接聞くというのは僕は大変いい機会になつていと思ひますので、どうか新しい体制になつても取組をやめずに、真摯に先生方の声を聞くということをし続けながら働き方改革を実現していくていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上になります。

○義家委員長 午後零時四十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十時三十二分休憩

午後零時四十分開議

○義家委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。堀井健智君。

○堀井委員 日本維新の会の、兵庫十区の堀井健智でございます。

時間も限られておりますので、早速質問に入らせていただきます。

ここ数年、あるいは十数年かもしれませんがけれども、教育改革は、どちらかといいますと政治主導で矢継ぎ早に進んでまいりました。大胆な教育改革を考えたときに、政治主導でスピード感を持って提案する必要もあると思ひます。しかし、慌てて、粗略で、不完全なものになつてはいけません。今後、いい研修システムをつくっていくためには、これまでの結果の検証や、また政策決定

過程の検証も行うことが大事であると思つております。

質問します。免許更新制の廃止と新たな教員研修制度整備との関連性について質問をします。

現行の免許更新制度では、更新するためには講習を修了することが条件となつて、免許更新制と講習がひもついております。この度の改正案でも、免許更新制廃止と研修制度の整備がセットになつております。このことで、今後行われる研修整備につきては、不安や様々な臆測を呼んでおります。例えば、現場の負担になるような研修になるのではないかと、また、ペナルティーはあるのか、研修受講が評価の対象になるのかなどです。

免許更新の廃止と教員研修制度整備との関係性について、これは発展的解消という意味の理解にもつながると思ひます、改めて大臣にお尋ねしたいと思ひます。

○末松国務大臣 堀井先生にお答えを申し上げます。

教員免許の更新制も、今回の新たな研修制度の整備も、いずれも教師に必要な資質、能力の保持そして向上を目的とするものではございします。近年、ここでも随分議論をいたしてまいりましたが、社会の変化が速まるとともに、オンライン研修の拡大であるとか、研修の体系化の進展など、教師の研修を取り巻く環境が大きく変化をしてきたことから、これからの新たな教師の学びの姿として、主体的な学び、個別最適な学び、そして協働的な学びが必要であると考えてございします。

このため、本法案では、過去に先生方が何を学んでこれたかということ客観的に記録することを義務づけまして、これを基に校長先生等の管理職が教師と対話をしながら資質向上に関する指導助言等を行う新たな仕組みを導入することによりまして、個別最適な学びなどをより効果的に進められる環境が整うことから、更新制を発展的に解消することといたしてまいります。

加えて、教員の免許更新制は、教師の学びの機会の拡大であるとか、教師の資質、能力の向上に

対する大学の関与の拡大、また良質な学習コンテンツの形成など、一定の成果は上げてきたと考えております。

このため、今後、例えば、教職員支援機構を活用しまして、こうした大学の良質なコンテンツを全国の教師が受講できるように、教員免許更新制の成果を新たな教師の学びの姿を構築する上で十分に継承していきたい、そういう思いからでございます。

よろしく御指導をお願いを申し上げます。

○堀井委員 次の質問です。指導が不適切な教員の対応状況について質問をいたします。

そもそも、この免許更新制の目的が右往左往したように、教育の質を磨くという要素の背景には不適切な職員を正すという観点があったことから、免許更新制と同時に、人事管理が法の整備で厳格化されております。ここでの評価も確認したいと思うんです。

これまでの質疑に既にありましたけれども、現行の免許更新制の下で、何人の方が指導不適切教員として認定されたのか、指導改善研修が行われてきたのか、また、何人の方が免職となったのか、これまでの実績を含めてお伺いすると、指導改善研修を受講して実際に改善された事例はあったのでしょうか。そして、この結果をどう評価されておられるのか、お伺いします。

○伯井政府参考人 お答え申し上げます。

指導が不適切な教員につきましては、各教育委員会において、教育公務員特例法の規定に従い、専門家等や本人から意見聴取を行った上で、指導が不適切な教員の認定、指導改善研修を行う人事管理の仕組みが運用されているのは御指摘のとおりでございます。この仕組みの運用を始めた平成十二年以降、指導が不適切な教員として認定された教員数は延べ四千七百人となっております。その間、八百八十六人の方が依願退職、分限免職という形で退職をされておりますが、当然、復職された方もいらっしゃいます。年度間でいいますと、平成十六年度の五百六十六人をピークに

減少しております。令和二年度は五十九人が認定となっております。

この認定者数が減少している理由につきましては、指導が不適切な教員に対する人事管理システムの定着と研修の充実によって一定の成果が上がってきたのではないかと。集中的な認定とか指導改善研修の実施によって改善又は退職等がなされているということではあります。一定の成果は上がっているんじゃないか。あるいは、指導が不適切な教員としての認定までは至らない状態にある指導に課題のある教員に対して、早期に研修等の指導力向上を図る取組が広がってきているということが一定の成果として認められるんじゃないかと考えております。

文科省としては、人事管理システムの仕組みを運用するなど、各教育委員会に対して適切な対応を求めてまいりたいと考えております。

○堀井委員 相対的な数は全体からすると少ないんでしょうけれども、やはりどんどん減っていくということですから、一定の評価があったのかな、そんなふうに思います。

現行の研修実施状況について質問をいたします。

現在、教育公務員特例法に基づきまして、教員の研修計画又は教員の育成指標が既に定められておりまして、研修の努力義務が課されております。学校では既に、体系的なこういった研修があります。私の地元、大臣の地元でもありますけれども、兵庫県では、初任者研修、二年次研修、三年次研修、また中堅教諭対象の研修もあって、校長、教頭の研修も行われております。この法定研修は全国で一体どれくらいやられておられるのか、お伺いしたいと思います。

また、教育現場では、この免許更新制の廃止は歓迎しております。この免許更新制の廃止は法定研修が増えるのではないかと戦々恐々としております。新たな研修の整備は、こういった既にある研修をうまく活用していただいて適正化する

ことが非常に効果的だと思っておりますが、この辺、どのようにお考えでしょうか。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

現在、各都道府県教育委員会等においては、法定研修である初任者研修や中堅教諭等資質向上研修のほか、教育センターで行う教職経験や職能に応じた研修など、様々な研修が実施されているところでございます。

また、平成二十八年の教育公務員特例法の改正により、全ての都道府県教育委員会において教員育成指標が策定され、初任時の基礎形成期や学校の中核となる中堅期など教師のキャリアステージごとに、学習指導や生徒指導、学校運営などの各分野において身につけるべき資質が明らかとなりました。これに基づき研修計画が策定されることで、各教育委員会における教師の資質、能力の向上に向けた研修が組織的、体系的に充実をしてきたと考えております。

なお、今回の法改正は、新たな法定研修を付加するものではありませんが、令和の日本型学校教育を担う新たな教師の学びの姿の実現に資するものと考えております。

○堀井委員 ごめんなさい、ちょっと聞き漏らしたかも分かりますけれども、これは全国でどれくらいやられているのかというのを御答弁されましたか。ちょっと、ごめんなさい。

○藤原政府参考人 全国の研修の状況ということでございますが、先ほど申し上げましたように、それぞれの教職のキャリアステージに応じて様々な研修が体系的に実施をされるようになってきているというふうに承知をしておりますのでござい

ます。

○堀井委員 いや、この普及率ですよね。全国でもう既に全部が取り組んでおるとい状況なのかどうかという確認をしたかったんです。いいですか。

これは努力義務なので、必ずしもせよとは言えん中で、実際、どれだけやっているのかということですね。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

研修の実施の状況は各地域によって様々なところがございますけれども、法定研修である初任者研修や中堅教諭等資質向上研修、これは必ず全員の方にやっていただくということになっているわけでございます。

例えば、初任研に関して申し上げますと、初任者一人にかける一週間当たりの校内研修の指導時間ということで、小学校では七・三時間という結果が、これは令和二年度の調査でございますが、出ているところでございます。また、中堅教諭等資質向上研修の実施状況ということでございますけれども、こちらは、研修の実施日数ということで申し上げますと、小学校では二十・四日、中学校ではこれも同じく二十・四日といったような日数の研修が行われているという結果がございます。

○堀井委員 今回、記録の作成と指導助言者の役割が義務的なことになるので、それはこれから把握されるのかなと思います。

次の質問です。

研修では、時間に縛られることなく、自由度が高いこと、また、個々の教員が必要と思う情報を得られることが非常に大事であると思っております。こういったことを解決していくために、全国の優れた学習コンテンツを、例えば、教科指導、生徒指導、学級指導、学級経営などのテーマに必要な情報をいつでも学べるために、学習するコンテンツを集約して整備しておくことが非常に効果的だと思うんです。

例えば、独立行政法人教職員支援機構なんかはアクセシブルで、全国のスーパーティーチャアの授業をVTRで学べる、そんな仕組みでありますとか、MOOC的なものをつくっていくなど、こういった学習コンテンツの集約とプラットフォーム、これをどのように考えておられるか、お願いします。

○藤原政府参考人 中央教育審議会の審議まとめにおいては、新たな教師の学びの実現を支えるた

めの取組として、学習コンテンツの情報をワンス
トップ的に収集、整理、提供するプラットフォーム
などの構築が示されており、このプラット
フォームについては、教職員支援機構が開発する
コンテンツはもとより、大学や民間事業者等が開
発するコンテンツも含めて収集、整理、提供する
ことを想定しており、幅広いコンテンツの中から
教師自身が必要な学びを行うことができるよう、
研修環境整備を進めてまいりたいと考えておりま
す。

文部科学省においては、令和三年度補正予算に
おいてこれに関する調査研究費を計上するととも
に、令和四年度予算においてはその構築費を計上
しているところでございます。

まずは、調査研究において備えるべき機能等を
明らかにした上で、速やかに構築に着手をしてま
いりたいと考えております。

○堀井委員 次の質問です。

改正案では、指導及び助言を行うものとする
と、この指導助言者について定めております。実
際には校長がこれに当たることが想定されてい
るようであり、その際には、校長のよう
な指導助言者が指導力を発揮すべきだと思っ
ております。指導助言の期待する役割についてお伺
いしたいと思います。

○藤原政府参考人 本法案では、校長等の管理職
と教師が過去の研修等の記録を活用しつつ対話を
行い、今後能力を伸ばす必要がある分野などの研
修について教師から校長等へ相談することや、校
長等から情報提供や指導助言を行うことを想定を
しております。

具体的には、校長等の管理職が、期首面談や期
末面談の機会を通じて、教師から自身のキャリア
プランを踏まえて受講したい研修の内容について
相談を受け、また、教員育成指標や教員研修
計画を踏まえつつ、教師自身の過去の研修等の記
録を活用して、今後能力を伸ばさせる必要がある
分野などの研修の受講について情報提供や指導助
言を行うこととなります。

こうした教師の資質の向上に関する指導助言等
については、改正法第二十二條の六の規定によ
り、その実施が義務づけられるものでございま
す。

○堀井委員 確認ですけれども、記録の作成と並
んで、この指導助言、これは義務であるというこ
とには間違いありませんか。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

記録を作成すること、こちらはそうした
義務があるわけでございますけれども、指導助言
の際には、その記録された履歴を活用しながら指
導助言を行うということとしていただいております。

○堀井委員 この質疑の中で、強制力がないよう
にお願いするという意見も当然あったと思うん
ですけれども、強制力と、やはりリーダーシップと
いうのは別だと思いませんか。コミュニケーション
を図りながら校長が先輩としてアドバイスす
る、そんな役割を期待したいと思っております。

次の質問です。

臨時的任用教員の研修の実施についてです。
二月十七日の予算委員会の分科会の質問の中
で、私は、臨探の依存を高めて教員不足を補うこ
とが構造化していることを指摘しました。

教員不足の戦力として期待されているこの臨探
の先生方、体系的な研修を受けておりません。こ
れまでの質疑においても、臨探の教員に対しては
研修の参加を弾力的に認めていくという御答弁も
ありました。法的研修も含めて研修を受けるよう
に進めていくのか、その際、法整備が必要なのか
を含めてどのように対応していくのか、お答えを
お願いいたします。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

現職研修の更なる充実に向け、臨時的任用教員
についても、いわゆる正規教員に準ずる形で研修
の充実が図られることが重要であると考えており
ます。

今回の改正では、教育委員会に義務づける研修
等の記録の作成と資質の向上に関する指導助言等

の対象として臨時的任用教員は含まれておりませ
んが、臨時的任用教員もその職責を遂行するため
に絶えず研究と修養に努めなければならないこと
に変わりはないことから、各教育委員会の判断に
おいて、正規教員と同様にこれらの対象とするこ
とも考えられます。

その際、臨時的任用教員が基本的に一年以内の
任期を定めて任用されるものであることを踏ま
え、研修等に関する記録に関し、正規教員と異な
る取扱いとすることも含め、実情に応じた弾力的
に運用されるよう、基本的な考え方をガイドラ
インで示すことを考えております。

また、臨時的任用教員が組織的な学びの場であ
る校内研修等に参加するだけでなく、教育セン
ターで実施される様々な研修への参加を認めるな
ど、研修機会に配慮するよう各教育委員会に働き
かけてまいりたいと存じます。

○堀井委員 研修のガイドラインについて質問し
ます。

研修の整備につきましては、更新制度が廃止さ
れる条件として捉えられているので、学校現場で
は、県教も市教も今から非常に不安を感じており
ます。

研修のガイドラインが作成されます。ガイドラ
インの中心については既に質疑にもありましたけ
れども、このガイドラインの位置づけ、また、期
待するところについてお伺いします。また、この
作成は夏から取りかかると伺いました。作成でき
る用途はいつ頃なのか、お伺いしたいと思いま
す。

○末松国務大臣 お答え申し上げます。

今回の法改正に伴いまして、文部科学大臣が定
める資質向上に関する指針の改正、これは文部科
学大臣が綱を定めるものでありまして、それに基
づくガイドラインを新たに策定することを予定を
いたしてございます。

この指針におきましては、学習指導、そして生
徒指導等に加えて、特別な配慮、支援が必要
な子供への対応、ICT、データ利用、活用等、

資質、能力のこれらを柱として明記すること
と、そして、教育委員会が社会の変化に対応した
研修を設定すること、校長が研修記録を活用した
対話に基づく指導助言等を行う際の基本的な考え
方などを定めることとしております。

また、ガイドラインにおきましては、研修等に
関する記録の内容や範囲、校長による指導助言等
の方法や時期、また、教師が期待される水準の研
修を受けているとは到底認められない場合として
想定されるケース、こういったことを定めること
と考えております。

今後、国会におきましての御議論や、関係者や
関係団体の御意見を踏まえつつ、中教審で専門的
な検討を得た上で、先ほど先生からお話がありま
したけれども、やはり、今年の、本年夏に具体的
な内容を示せるように検討してまいりたいと思っ
ます。具体的な月日は、ちよつとまだここで申し上
げることが可能ではございません。

○堀井委員 時間が来ましたので、最後になりま
すけれども、教育公務員特例法二十二条一項に
は、「教育公務員には、研修を受ける機会が与え
られなければならない」、こう書かれておりま
す。つまり、研修は、先生方の義務とあると同時
に、権利でもあるんです。

この度の改正で、教員が存分に向上できて、そ
れが子供の目線の研修制度になることを願いまし
て、質問を終わりたいと思います。

○義家委員長 次に、三木圭恵君。

○三木委員 委員長、ありがとうございます。日
本維新の会の三木圭恵でございます。

本日、質問に立たせていただき、よろしく
お願いいたします。

教育公務員特例法及び教職員免許法の一部を改
正する法律案の中で、いろいろな方が、いろいろ
な委員が、いろいろな御意見があつて、いろいろ
な質問をされてきたわけですが、まず、そ
もそも論をお伺いしたいと思います。

平成二十一年度はこの免許更新制度を導入され

ましたけれども、そもそもこの免許更新制度を導入された理由、意義についてお伺いいたします。

○末松国務大臣 三木先生にお答え申し上げます。

教員免許更新制、これは、平成十九年の六月の改正教育職員免許法の成立を受けまして、その時々に教師として必要な資質、能力が保持されるように、定期的に最新の知識、技能を身につけることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立つて社会の尊敬と信頼を得ることを目的として、平成二十一年四月から導入をされました。

こうした目的を実現するために、教員免許状に十年間の有効期間を設けた上で、大学などが開設する三十時間の免許状更新講習を受講、修了することで有効期間を更新できるようにという、そういった仕組みが設けられたところでございます。

ただ、十五年前でございまして、スマホもなくて、その当時はガラケーといったような時代でありましたし、今日、GIGAスクールなんということは、想定も十五年前はできなかったとは思っております。随分環境は変わったと思えます。

○三木委員 ありがとうございます。

また後ほど、質問に絡めて、末松大臣の方にお伺いしたいと思います。

それから、この免許更新制度が導入されたことによって、大学などでの研修が質的にも優れたものが多く生み出されたとの報告を聞いております。ふだん受講できないような研修を大学で一から学び直す、向学心の高い先生方の研修に対するモチベーションになったことは間違いないと思えます。

この免許更新制度が発展的に解消されることによって、こういった高度な質を担保しながら量的にも満足いくコンテンツを維持していくためにどういった方策が講じられていくのか、お伺いいたします。

○末松国務大臣 お答え申し上げます。

教員の免許更新制は、教師の学びの拡大、教師の資質、能力の向上に対する大学の関与の拡大、

もうこの表現は随分お話し申し上げたんですけれども、そして良質な学習コンテンツの形成など、一定の成果を上げてきたと認識はしてございます。

より具体的に申し上げますと、校長会関係者からは、この教員免許更新制によりまして、教師が自らの指導に新たな視点を加える機会となっているという話もありました。最新の知識、技能の修得に一定の効果が出ているといった好意的な意見も示されたことがございます。

また、大学と教育委員会が教師の資質、能力の向上という共通の目標に向けて協議を重ねまして、連携協力して学びの機会を提供する好事例が生まれてもきました。

さらに、全体として見ました場合には、グループワークの事例発表を取り入れた双方向、少人数型の質の高い講習も含まれて、年間で約一万件以上の更新講習が開設されて、多様な学びの機会を提供したと思っております。

これらの成果を踏まえまして、当面、教職員支援機構においては、大学等が更新講習を継承して開設する質の高い学習コンテンツに関する情報提供をする一元的な情報提供サイトの構築も予定をいたしてはおります。

さらに、文部科学省では、学習コンテンツをワンストップ的に収集、整理、提供するプラットフォームの構築を進めてまいりたいと思えます。このプラットフォームでは、教職員支援機構や教育委員会が開発するコンテンツはもとより、大学や民間事業者等が開発するコンテンツも含めて収集、整理、提供という形で、流れで進めていきたいと思えます。

少し長くなりましたけれども、

○三木委員 ありがとうございます。

やはり、せっかく免許更新制度を引いて、大学と教育委員会の一体的な連携を取り計らいながら、学校の先生にも質のよいコンテンツを提供してきた。末松大臣が先ほどおっしゃったみたい

に、十五年前は、スマホで見たりと、そういう

た環境もなかったことで、コロナ禍においてそういったオンデマンドが発展してきたという経緯とかもございまして、せっかく大学でよいコンテンツを継承して、学校の先生方に学びの場というものを提供されるということですから、その部分は残していただきたいと思っております。

今の御答弁の中で、一元的に集約して、プラットフォームとして残していくという御答弁がございましたので、是非その部分は残していただきたき、でも、そうはいっても、教員免許更新制度がなくなることで、大学の方もコンテンツを上げる数が少なくなってくるかもしれないので、そういったところをまた文部科学省の方から大学の方に申入れをしていただければというふうに感じております。

それで、免許更新制度の方は発展的解消する、いいところもありましたよということを含めて、今大臣の方からおっしゃっていただいたんですけれども、この発展的解消という言葉は、今委員会でも数名の委員各位から御質問、御指摘があったように、私もやはり違和感を感じております。

御答弁にもあったように、大学が作成するコンテンツなど、非常にすばらしいものが作成される、教員の方がオンデマンドによって受講が可能になる、教員の満足度も高かったとの御答弁でしたが、それ以外では、やはり評判が悪かった部分もあったと思うんですね。講習時間の負担感であるとか、休みを返上して受講しなければならぬとか、研修費を実費として負担しなければいけないといった、受けた研修があるけれども、早い者順で、受けた研修を目的で、パソコンで、受ける時間が来たら待つて登録しなければいけないとか、そういったところはやはり謙虚に受け止めていただきたいと思うんですけれども、末松大臣の御見解はいかがでしょう。

○末松国務大臣 今先生、一定の成果を上げたとお申上げた理由はもう各先生方に申し上げたとお

りなんですけれども、この前、笠先生にお話をしたときに、末松さん、いいところの調査結果だけで、大事なところを取っていないということをおっしゃられたんですけれども。

私も、結局、満足であると答えた方、やや満足であると答えた方五八%、不満、やや不満は一六%ということで、ここでも、講習自体の評価はあるんですけども、結局、帰って役に立ったかどうかというのを問われた場合のアンケート結果というものは、役に立っていない三八%というところにはやはり何らかの大きな原因があると。時間的、経済的負担のこともありまして。だから、今の時代に、自分には合わなかったと思っていられる先生方もおられるかもしれません。

同時に、先生おっしゃったように、やはり夏休みに集中的に取られますので、人気がある講師のプログラムのところ、講習に集中してしまつて取れないといったことがあって、なかなかやはり、そういうところが思うようにならなかった点もあるのではないかと、そういうことを感じておりますけれども、総じて、満足できるものであったという五八%の数字は、私は信頼をしたというふうにしてございまして。ただし、笠先生がおっしゃった、役立っていない三八%というのは、帰ってみたらこうだったという数字も、やはり、少なからず反省という点、改善しなきゃいかぬ点があるかなと思いました。

○三木委員 末松大臣、ありがとうございます。

お答えにくいところをお答えいただいたというふうに考えております。ありがとうございます。

次の質問に入らせていただきます。

研修の記録や集積、新たな学びの形ということが示されておりますけれども、新たな学びの形が新たな負担になるのではないかと御懸念がいろいろある委員からも御指摘されているところでございます。

現在、都道府県の教育委員会において、システムが整っている自治体もあれば、ない自治体もあると思えます。四分の三はシステムがあるという

ふうにお伺いしているんですけども、なかなか、システムを一から構築するとかかなりの負担になるのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

今、新たな負担ということでございますけれども、私も、私どもとして、そうしたこの新しい法律案に基づく研修の仕組みが現場にとって過剰な負担とならないように、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、システムの方でございますけれども、こちらは、今御指摘ありましたように、そうしたものを既に導入している都道府県教育委員会もあるわけでございますが、そうした情報システムがないところも多数あるわけでございます。

こうしたことから、文部科学省においては、令和三年度補正予算においてこうしたシステムに関する調査研究費を計上するとともに、令和四年度予算においてその構築費を計上しているところでございます。

国がこうしたシステムの構築を行い、任命権者である教育委員会の判断と責任の下で研修履歴を記録していく、こうした形で進めていきたいと考えているところでございます。

○三木委員 四分の一の自治体に関しては、まだ、教育委員会に関してはそういったシステムがないということですので、文部科学省の方からも適切な指導や助言などを行うつつ、予算もつけてあげて、是非ともスムーズにそういったシステムを構築していただくようお願いを申し上げます。

それと、参考人質疑の際もお伺いしたんですけども、委員会でもちょっとお伺いしたいと思いますが、この研修の履歴というものは、どこまで誰が閲覧することが可能なのか。個人情報観点から厳格に保管されるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

研修に関する履歴に関しましては、これは教師

個々人の個人情報に該当するものであるということで、こうした個人情報に関する扱いについては、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

そして、この情報の共有の範囲ということでございますけれども、記録を作成するのは任命権者である都道府県教育委員会等でございます。ただ、指導助言を行いますのは市町村教育委員会といったことになるわけでございますけれども、その指導助言者に研修等に関する記録に係る情報を提供するということは、これは法律でこの度定めた内容でございます。したがって、この記録を活用して校長等の管理職が指導助言を行う際に、この研修受講履歴を閲覧するということは当然にあるということになるわけでございます。

また、教師本人がこの研修の履歴を閲覧できるのかということでございますけれども、現状、各都道府県教育委員会の実態としては、閲覧できない形になっているというふうなところも少なくないということでございますけれども、当然、今後、教師の学びの履歴をしっかりと本人が確認しながらあるべき姿を考えていくという観点からすれば、本人がこれを閲覧できるということ前提にしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○三木委員 是非、教員のプライバシーも守りながら、質の向上に役立てるようなシステムにしていったいただきたいなと思っております。次の質問に移らせていただきます。ちょっと時間がなくなってきました。

教員の人事評価についてお伺いをいたします。指導が不適切である教諭に対して、何年も何年も同じ評価が、例えば指導が必要だというふうな評価がつくというふうなこともあると聞いているんですけども、そういった場合、研修では補い切れないケースもあるかのように思うのですが、そういった場合はどういった指導がされているんでしょうか。

○伯井政府参考人 人事評価につきましては、地方公務員法等、法令に基づき、教育委員会において定め、実施しております。

一般的には、校長などの管理職が、期末面談等の機会に、各教師が発揮した能力や業績を確認し、日頃の職務行動の観察を通じて得られた情報などを総合的に踏まえ、学習指導、生徒指導の能力などについて評価が実施される。

御指摘の指導に課題のある教師に対しては、その人事面談の機会などを活用して、管理職等と教育委員会が連携しつつ、その教師が抱える課題に対応した研修の受講を促すなど、指導力の維持向上のための助言を行うということが重要であると考えています。

そうした様々な対応を重ねた上でもなお十分な指導の改善が見込まれない教員については、各教育委員会において、先ほども出ておりましたけれども、教育公務員特例法の規定に従いまして、専門家や本人からの意見聴取というプロセスを経た上で、指導が不適切な教員の認定、指導改善研修等を行う仕組みがある、こういう形でございます。

○三木委員 ありがとうございます。

私がやはり一番違和感を感じるのはここでございまして、指導が不適切である教諭等に研修等で行っていくという御答弁が何回も何回も出てきたと思うんですけども、指導が不適切であることの認定について、具体例の中に三つ掲げて書いてあるんですけども、教育公務員特例法の一部改正関係に三つ書いてあります。

一つ目、二つ目は、専門的な技術が不足していることとか、学習指導を適切に行うことができない場合というふうなことが書いてあるんですけども、三つ目、これが私がすごく気になっているところで、「児童等の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない場合（児童等の意見を全く聞かず、対話もしないなど、児童等とのコミュニケーションをとらうとしない等）」というふうに書いてあるんですけど

ね。

これは、例えば、学校の校長先生であるとか教頭先生がその教師を指導する場合に、何か研修を受けなさいというようなことを言っても、こういったことって直つていかないんじゃないかと思うんですが、御見解いかがでしょうか。

○伯井政府参考人 ただいま御指摘いただいたように、子供とコミュニケーションが取れないというのは非常に極端なケースではございます。そうした指導の課題のある教員に対しては、先ほど来言っている、認定を行って指導改善研修を行う仕組みがございまして、まずは指導改善ということを考えながらも、法令に基づく適正な措置ということも併せて考えているというものでございます。

○三木委員 私は、この法改正の中で二つの違和感を感じてまいりました。まず、教員の免許更新制度で、十年間で免許更新制度を行っていくというところに対する違和感ですね、こういうことが本来に必要であったのかどうかということの違和感と、そういう指導が不適切であると認定をされた学校の先生が、指導して研修を受けさせることによつて、その先生が本当に学校の子供たちと向き合えるようになっていくのかというのは、私は非常に違和感がございまして、だからこそ、この研修が必要だというスキームにどうも納得できないところがございまして。

これは、研修を受けるということでは解決しない。現場の中で経験を積んで、研修ではなく、校長先生や教頭先生がそういった学校の先生と対話をしながら、親身になって、そういう指導が本来の意味で必要なんじゃないかなというふうに私は考えております。人間性や経験は数値化できませんので、そういった人間力というもののが学校の先生には問われているのだと思っております。それはやはり、指導して、研修を受けさせて、そういった学校の先生は研修を受けさせるから直つていくんだよということでは私はないと思うんですけど

元々これがスタンダードな学校現場の在り方だったと思うんです。学校の校長先生や教頭先生がそういった指導が不適切な教諭に対して、こういったふうにした方がいんだよとか、子供とはこういうふうに対話した方がいんだよ、子供はこういうことを求めているんだということを学校の先生が御理解されて、校長先生や教頭先生、同僚の先生や先輩の先生などと対話をしながらそういった力を高めていく、そういったことが一番必要なことであって、研修制度があるからこういった不適切な指導を行っている学校の先生が学校現場に戻っていきけるのは私は思わないので、こういったところの人間力を高めるための学校現場の在り方というものを考えていく中では、済みません、時間がなくなりましたのであれなんですけれども、そういったためには、やはり学校の働き方改革であるとか、そういったことも視点の中に入れてながら進めていかないと考えております。

最後に、末松文科大臣の、そういった学校の先生の人間力に対するお考え、そういったものももしございましたらお聞かせください。

○末松国務大臣 私は、そういうものを子供たちが目指すべきかと問われましたら、やはり、自分で問題点を見つけて、自分でその問題を解決する力をつけていくということが大事かなと。

それと、よく言うんですけれども、心豊かな人づくりというのは亡くなった貝原知事が使っていた言葉なんですけれども、心に引き出しの多い人間がやはり強いぞという話をしてきたんですけれども、一番大事なものは、先ほど先生おっしゃったように、これから随分、GIGAスクール云々でもかなり機械が置き換わっていく部分があるんですけれども、先生、その場所では何が大事かといったら、自分の体験からくるもの、自分の人格を授けてあげることをしてやらないとその子には伝わっていかないと思うんですね。

ですから、そういう意味では、私もまだまだ至らぬ者ですけれども、やはり人間力なり問題解決能力を持った先生をつけていく。これは確かに研修だけの、座学だけでは無理ですね、先生。そのことはそのように思います。やはり校外でいろいろなことを学ばなきゃならない、そういうことは強く考えます。

○三木委員 質疑時間が終了しておりますので、末松文科大臣のお答えに安心して、質疑を終了させていただきます。是非、システムや義務や研修、そういったことに縛られずに学校の先生の質を上げていっていただくように、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。ありがとうございます。

○義家委員長 次に、宮本岳志君。

○宮本(岳)委員 日本共産党の宮本岳志です。教育公務員特例法及び教職員免許法の一部を改正する法律案について質問いたします。

冒頭に一言、午前中の吉川委員の質疑を聞いていて、私も一問、聞きたいと思います。

現行免許更新制に基づいて既に免許が失効している、今回の法改正を受けて新たに再授与を受けることは可能ということでありますけれども、免許状の取得に必要な単位の修得状況など、審査を行う上で必要な書類を求めるとされております。

単位を修得した大学が合併したり廃止されたりして既になくなっていく場合には、これはどのようにすればよいのでしょうか。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

一般的に、大学を設置する学校法人が解散したような場合であつて他の法人と合併する場合などは、解散する学校法人の残余財産とともに、学籍簿等の管理を承継する他の学校法人等に学力に関する証明書の発行事務も引き継がれるものと考えております。

極めて例外的なケースとして、承継する学校法人等が現れなかった場合、円滑な学生等の転学等を進めるために必要な支援を行う観点から、文部科学省が学籍簿等を引き継いでいることがあり、この場合、文部科学省において学力に関する証明

書を発行しているケースもございます。

このようなことから、学力に関する証明書については引き続き発行が可能な状態になっているものと認識をしております。

○宮本(岳)委員 文部科学省に引き継いでいると。ですから、文部科学省に相談していただければ大丈夫だということだと思えます。

ただ、そのためにも、先ほど吉川さんがおっしゃいましたけれども、一々、元々免許を持つておられたことはもう分かっているわけですから、教育委員会で、失効した先生が元々持つておられたことが確認できるんだつたら再授与できるようにしていただく方がよっぽど手続的には簡単だと思います。

さて、大きな議論であります、大臣。

今日は全く逆に聞いてみたいと思うんですが、教育公務員特例法の改正をせずに、教職員免許法の改正のみ、すなわち免許更新制の廃止のみにした場合、何か不都合なことは生じますか。

○末松国務大臣 不都合が生じるかという宮本先生の御質問でございますが、変化の激しい時代におきまして、これからの教師の学びの姿として、教師一人一人の置かれた状況に照らして適切な現状把握と具体的な目標設定を行っていく上で、個別最適で協働的な学びが行われることが必要であるとは考えてございます。

このため、過去に教師が何を学んできたかを客観的に記録することを義務づけるとともに、これを基に教師の資質向上に対しまして指導助言等を行うという管理職の役割を明確にするため、教育公務員特例法を改正することが必要であると考えております。

今回の法案で義務づける研修の記録は、一人一人の教師が自身の学びを振り返りつつ、現状の把握と適切な目標設定を行うため必要不可欠なもの、いわば学びの足跡でありまして、主体的で個別最適な学びを実現する上でのベースとなるものでございます。

加えて、私自身も教師とも話し合いをやりまして、かなり、幹部、行政の、教育長なり教師とも話をしたんですけれども、やはり、先生、自分が学んできた履歴というものはやはり知りたいたい。これは、今ここに使いました学びの足跡という言葉その先生もおっしゃっていただいたわけです。加えて、この前、先生、質問が終わるときにちょっと申し上げたんですけれども、やはり自分を研修を通じて高めたい、自分を高めたいという御希望と同時に、授業はうまくやりたいということもおっしゃっていただいたので、そういう意味では、私は、今回、免許の更新制の廃止と同時に、研修やつてくる、この研修制度については期待を持っていいんじゃないか、私はそういうふうな思っています。この法律を提案申し上げているところでございます。

○宮本(岳)委員 いや、もちろん、高めたいという、自主的で一人一人が自発的な研修、私たち、大事だと思っています。

でも、それならまた逆に聞くことになるんですが、今回の法案、施行期日を見ますと、教員免許の更新制の廃止は今年の七月一日ですよ。その他の研修制度など、教特法については来年の四月の一日施行となっておりますね。

七月から四月までの間には九月という期間があるわけですが、もしも免許更新制を廃止して何もしなければ何か不都合や混乱が生じるというのであれば、この九月間というのはい体なぞ放置できるのかということになりますね。この九月間、別に混乱など生じない、こういうことではないですか。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

今回の法案では、施行日を二つに分けています。まず、新たな研修の仕組みは、教育委員会に研修記録の作成や指導助言等の法的義務を課すものでございますけれども、各教育委員会における準備期間を考慮し、令和五年四月一日施行といたしております。

その一方で、教員免許更新制の廃止につきましては令和四年七月一日施行といたしました。これは、仮に研修関係の規定と合わせて令和五年四月一日施行とすると、法案成立後も相当数の教員は翌年三月までに更新講習を受けなければならなくなるということになるためでございます。国会の御意思として示されたにもかかわらず、こうした状況を生み出してしまおうということは適当ではないという考えの下、施行日を七月一日としたところでございます。

○宮本(岳)委員 いや、答えになっていないんですよ。

混乱は生じるんですか。局長。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

免許更新制をこの度発展的に解消して新しい研修制度に移行していくという内容でございますけれども、その趣旨とするところは、教師の個別最適な学び、協働的な学びを進めていくということが大事なところでございまして、それを担保する手段として、研修履歴の記録、それから指導助言という制度を義務づけるということを考えているわけでございまして、そうしたものをやっていくことで、トータルで教師の資質向上が図られていくという観点で、そういう提案をさせていただいているところでございます。

○宮本(岳)委員 答弁になっていないですよ。

混乱するわけではないんですか。七月一日に更新制がなくなったって、九か月間、別に事が起こるわけではないんです。ならば、教特法の改正など全く必要ない。

我が党は、後ほど、法案第一条を削除する修正案の提案を予定しております。

私は、一昨日も、全ての混乱の大本はボタンのかけ違えにあると指摘をいたしました。教員免許更新制は失敗であったと認め、一旦ボタンを全部外さないから、混乱に混乱を重ねる結果になるんです。

そして、教特法改正案の中身として、どうしてもただしておかなければならない問題は、一昨日

委員会でも議論になった、職務命令に基づく研修の強制の問題であります。

牧委員の質問の、資質向上に関する指導助言というのが、特定の研修だとか指導方法などの押しつけ、パワハラにつながるものではないような対策が講じられているかという問いに、藤原総合教育政策局長は、管理職等から一方的に指導するのはなく、対話の中で行われていくことが基本なので、パワハラにつながるものではないと答弁されました。対話だからパワハラにつながらないという説明は理解に苦しむんですね。

そもそも、パワハラというのは、上司と部下の対話、言葉のやり取りの中で起こり得るんじゃないんですか、藤原さん。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

先般の質疑の中で、職務命令により研修を受講させることが考えられる場合ということで申し上げたものが三つあったわけでございましてけれども、そのうちの一つで……(宮本(岳)委員「パワハラ」と呼ぶのはいい。ICT活用指導などについて、再三受講を促してもなお、相当の期間にわたり合理的理由なく研修を受講しない場合ということを申し上げたところでございまして。

研修は、教師の自主的、主体的な学びを進めていくという観点で行っていくことが基本であろうというふうに考えておられて、対話をしていく中でも、そうした、パワハラにならないような形で取り組んでいくことが必要であるというふうに考えております。

○宮本(岳)委員 質問を聞いているんですか、本当に。パワハラにならないようにするというのは当然のことですけれども、対話だからパワハラがないという答弁はおかしいでしょうということを申し上げたんです。

時間がありませんから、確認しておかなければならないことがたくさんあります。

次に、これも前回、牧委員が、中教審の審議まとめに「特定の教師が任命権者や職務監督権者・学校管理職等の期待する水準の研修を受けている

とは到底認められない場合」という言葉が出てくるが、それはどういう場合かと問うたのに対して、総合教育政策局長は、到底認められない場合をガイドラインで示したいと述べるとともに、一、例えば、合理的な理由なく法定研修や教育委員会が定めた教員研修計画に基づく全教員を対象にした研修等に参加しない場合、第二、特段の支障がないにもかかわらず必要な校内研修に参加しない場合、第三、例えばICT活用指導力など特定分野の資質の向上に強い必要性が認められるにもかかわらず、管理職等が受講を促してもなお相当期間にわたり合理的な理由なく研修を受講しない場合という三つをお示しになりました。

一つ目の法定研修や全教員を対象にした研修、二つ目の必要な校内研修は職務としての研修、こういうことでありますが、三つ目の、特定分野の資質の向上に強い必然性が認められる研修は、これは性格が異なると思うんですね。

これは、職務命令を行う範囲を広げる、こういうことですか、局長。

○藤原政府参考人 お答えいたします。

ICTの研修といったものは、今でも各教育委員会や学校現場で、日常の授業観察などを通じて得られた情報などを踏まえて、教育委員会や校長等の判断の下、個々の教師に対し職務としての研修が行われているものと承知をしております。

このICT活用指導力を例示いたしましたのは、今後改正する指針において、中教審での教師に求められる資質、能力の再定義の議論を踏まえ、学習指導や生徒指導等に加え、特別な配慮、支援が必要な子供への対応、ICT、データ活用等を資質、能力の柱として明記することを検討していることから、これからの教師に共通的に求められる資質、能力を代表するものとしてお示しをしたものでございます。

○宮本(岳)委員 いやいや、第一や第二は、それはあなたの方の言い分では、それはそういうものでしょう。でも、三つ目は違うんじゃないですか。

大臣は、審議まとめが発表された昨年十一月十六日の会見で、期待される水準の研修を受けているとは到底認められない場合ですね、認められない場合には、やむを得ない場合には、職務命令を通じて研修を受講させる必要があることもあるかもしれない、こうおっしゃいました。

大臣、これは、対話と奨励というような言葉とは裏腹に、最終的には職務命令で強制的に教員に研修を押しつけようということになるんじゃないですか、大臣。

○末松国務大臣 先生、そういう気持ちは全くございませぬ。

やはり、対話ですから、きちつと管理職が教員と向き合ってキャッチボールを続けなきゃいけない、私はそういう表現をしております。

それで、このICTの活用指導力につきましても、今、ICT支援員であるとか、GIGAスクール運営支援センターにしても、やはり、その使い方が分からないという先生がおられるから、あるいは生徒もおられるから助けを求めていることですから、当然ICTを先生方は知ってらわれないけない、その研修の場に来てくれないといったら、これはこれでやはり問題だ、私はそのように考えております。

もう大分時間もたっておりますので、先生がおっしゃる趣旨につきましても、余りにも性善的過ぎるということでありましたら、私、御意見として受け止めておきたいと思っております。性善的に過ぎるんじゃないかということでしたら、それは御意見としてしっかりと受け止めておきたいと思っております。

○宮本(岳)委員 いや、性善的に過ぎると、性善的だとおっしゃるのであれば、大臣のおっしゃることがですね、強制しない、やはり対話と奨励でやるというのであれば、最後の最後まで対話を行い、納得してもらおうのが筋だと私は思うんですよ。大臣も、多く存在するとは考えないというのであれば、先ほどおっしゃったガイドラインから、三つ目の項目は除外すべきではないですか。

○末松国務大臣 やむを得ない、もう最後の最後まで行っても言うことを聞いてくれない、これはもう良識を持っている先生と思えない状態の場合は、職務命令を出さないとこれは成り立たないと思うんですね、私、社会も。そのことを申し上げたいわけです。

○宮本(岳)委員 対話と奨励とおっしゃるけれども、結局、最後は職務命令、懲戒処分で強制するということになるんです。これでは、教職員の主体性など全く守られる保証はありません。これら全ての矛盾の原因はあなた方に反省がないことに尽きると言わなければなりません。

そのような法案には到底賛成することはできないと申し上げて、私の質問を終わります。

○義家委員長 これにて本案に対する質疑は結局いたしました。

○義家委員長 この際、本案に対し、牧義夫君から、立憲民主党・無所属提案による修正案が、また、宮本岳志君から、日本共産党提案による修正案がそれぞれ提出されております。

両修正案について、提出者から順次趣旨の説明を求めます。牧義夫君。

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○牧委員 ただいま議題となりました教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、立憲民主党・無所属を代表し、その趣旨を御説明いたします。

本法律案においては、教員免許更新制の廃止のみならず、新たな研修制度に関する規定の整備を内容とする教育公務員特例法の改正も行うこととしております。

教員免許更新制は、第一次安倍内閣の教育再生会議の第一次報告においては、不適格教員への対応を目的とするものでしたが、その後の中央教育

審議会の答申では、質の高い優れた教員を確保するために教員免許更新制の導入が必要であるとされました。平成十九年の教員免許更新制の導入時における国会審議では、長い時間がかけられました。本法律案において、発展的解消として教員免許更新制の廃止にとどめず、新たな研修制度を内容とする教育公務員特例法の改正と併せて行うことは拙速ではないでしょうか。

そもそも、我が党は教員免許更新制には反対であり、今回の廃止の措置には賛成です。しかし、現時点では、教員免許更新制を廃止することのみで十分です。教員の研修については、現行の各法律においても定めがあり、様々な研修が行われております。それだけで既に教員は多忙を極める中、懸命に子供たちと向き合っています。今回、新たな研修制度へ移行する必要はないと考えます。

現在、中央教育審議会では、教員の養成、採用、研修について一体的に検討が行われております。教員の資質の保持と向上については、その結論を得て、これからのあるべき教師の姿などの全体像を把握した上で、効果的な実施の在り方を検討すべきです。

こうしたことから、我々、立憲民主党・無所属は、本法律案に対する修正案を提出しました。

その内容は、研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等に関する規定を整備する教育公務員特例法の一部改正に係る条文を削除し、その上で、教育職員の資質の保持と向上のための施策の効果的な実施の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる検討条項を追加するものであります。

以上が、修正案の趣旨であります。何とぞ委員各位の御賛同をいただけますようお願いいたします。

○義家委員長 次に、宮本岳志君。

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を

改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○宮本(岳)委員 ただいま議題となりました教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

教員免許更新制は、二〇〇七年に導入したものでありますが、我が党は、当時から一貫して、免許更新制に反対してきました。今回、政府も免許更新制の破綻を認めざるを得ず、法改正を行うものと理解しております。

しかしながら、政府原案は、単に免許更新制を廃止するだけでなく、教育職員の研修の強化につながる施策も併せて導入するものであります。この部分には到底賛成できません。自主的、自律的な研修を行うことができる環境の整備、教職員の定数改善、労働環境の改善、教員の処遇の改善など、実施すべき施策は山積しているものであります。

そこで、免許更新制の導入が誤りだったことを明確にし、二〇〇七年以前の状態に単に戻すという趣旨を明確にするため、次のような修正案を提出することといたしました。

すなわち、政府原案のうち、教育公務員特例法の改正部分を削除し、これに伴い、法律の題名を教育職員免許法の一部を改正する法律とするものです。

以上が、本修正案の趣旨であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○義家委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○義家委員長 これより原案及び両修正案を一括して討論に入ります。

討論の申出がありますので、これを許します。宮本岳志君。

○宮本(岳)委員 私は、日本共産党を代表して、

我が党提出の修正案に賛成、内閣提出の教育公務員特例法等改正案に反対の討論を行います。

本法案は、新たな教師の学びの姿を実現するため、教員の研修履歴の記録管理と履歴を活用した指導助言を行うこととし、教員免許更新制を廃止するものです。

教員免許更新制はもはや制度的に破綻しており、何の条件もなく直ちに廃止するのが当然です。それにもかかわらず、発展的解消などと強弁し、教員個々人の研修記録の作成と指導助言の強化を持ち込んでいます。

管理職による指導助言は、国が策定する資質向上指針、その指針を参照して都道府県教育委員会などが策定する教員の資質向上指針及び教員研修計画、新設される教員の研修記録に基づき進められ、期首面談や期末面談など人事評価の面談において行うことまで想定されています。研修についての対話と奨励を人事評価の場で行えば、教育委員会、管理職の意に沿う研修を受けなければならないという圧迫感、義務感、忸度につながり、事実上の強制になりかねません。

また、中教審審議まとめにおいて、職務命令に基づく研修の受講、場合によっては懲戒処分を講じることが求められていることに言及しており、これは自主的、自律的な研修と矛盾するもので、重大です。

そもそも指針、指標及び研修計画は、二〇一六年の法改正によって導入されたもので、我が党は、自主的であるべき教員の研修を、文部科学大臣の指針の下に置き、管理、統制するものとして反対しました。本法案は、十年に一度の更新講習と引換えに、研修制度を通じて管理、統制を強めるものであり、原則的な問題を含んでいることから、断じて賛成できません。

なお、立憲民主党・無所属提案の修正案については、見解を異にしており、残念ながら賛成することはできません。

行うべきは、制度的に破綻している教員免許更新制を廃止し、自主的、自律的な研修を行うこと

ができる教職員数の定数改善や処遇の改善など、労働環境を整備することであると申し上げて、討論を終わります。

○義家委員長 これにて討論は終局いたしました。

○義家委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案及びこれに対する両修正案について採決いたします。

まず、宮本岳志君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○義家委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、牧義夫君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○義家委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○義家委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○義家委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、山本ともひろ君外三名から、自由民主党、立憲民主党・無所属、公明党及び国民民主党・無所属クラブの四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。荒井優君。

○荒井委員 ありがとうございます。本動議について御説明申し上げます。

私は、提出者を代表いたしまして、本動議につき案文を朗読して説明に代えさせていただきます。

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 校長及び教員に対して行う「資質の向上に関する指導助言等」については、教員の意欲・主体性と調和したものとするが前提であることから、指導助言者は、十分に当該教員等の意向をくみ取って実施すること。

二 オンデマンド型の研修を含めた職務としての研修は、正規の勤務時間内に実施され、教員自身の費用負担がないことが前提であることについて、文部科学省は周知・徹底すること。

三 本法による新たな研修制度が円滑に機能するよう、新制度への移行に向けた支援の充実を図るとともに、その周知に万全を期すこと。また、教育委員会等は、教員の資質の向上につながり、子どもの実態に即して教員が必要とする研修を実施すること。

四 文部科学省及び各教育委員会は、本法の施行によって、教員の多忙化をもたらすことがないよう十分留意するとともに、教員が研修に参加しやすくなるよう時間を確保するため、学校の働き方改革の推進に向けて実効性ある施策を講ずること。また、任命権者による教員の研修等に関する記録の作成に当たって、当該教員から研修の報告等を求める場合には、負担増とならないように留意すること。

五 任命権者による教員の研修等に関する記録の作成については、各学校で実施する校内研修・授業研究及び教育公務員特例法第二十二條第二項に規定する本属長の承認を受けて勤務場所を離れて行う研修も「任命権者が必要と認めるもの」として、その記載対象とするものとする。

六 地方公務員法の規定により、現在行われている人事評価は、職務を遂行することに当たり発揮した能力及び挙げた業績を基に実施されており、本法による研修等に関する記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等は、この人事評価制度と趣旨・目的が異なることを周知すること。

七 「教師不足を解消するためにも、改正前の教育職員免許法の規定により教員免許状を失効している者が免許状授与権者に申し出て再度免許状が授与されることについて、広報等で十分に周知を図るとともに、都道府県教育委員会に対して事務手続の簡素化を図るよう周知すること。また、休眠状態の教員免許状を有する者の取扱いについて、周知・徹底すること。

以上であります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○義家委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○義家委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、文部科学大臣から発言を求められておりますので、これを許します。末松文部科学大臣。

○末松国務大臣 失礼いたします。

ただいまの御決議につきまして、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

ありがとうございます。

○義家委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○義家委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○義家委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十一分散会

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案に対する修正案 牧義夫君提出

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案の一部を修正する。

題名を次のように改める。

教育職員免許法の一部を改正する法律

第一条を削り、第二条の見出し及び条名を削る。

附則第一条ただし書（各号を含む。）を次のように改める。

ただし、附則第十三条の規定は、公布の日から施行する。

附則第二条を次のように改める。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行状況を勘案し、教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員の資質の保持と向上のための施策について、その効果的な実施の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則第三条の見出しを「経過措置」に改め、同条中「第二条の規定をこの法律」に、「附則第十二条」を「附則第十一条」に改める。

附則第六条を削り、附則第七条を附則第六条とし、附則第八条から第十四条までを一条ずつ繰り上げる。

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案に対する修正案（宮本岳志君提出）

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。題名を次のように改める。

教育職員免許法の一部を改正する法律
第一条を削り、第二条の見出し及び条名を削る。

附則第一条ただし書（各号を含む。）を次のように改める。

ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

附則第二条を削る。

附則第三条の見出しを「経過措置」に改め、同条中「第二条の規定」を「この法律」に、「附則第十二条」を「附則第十条」に改め、同条を附則第二条とし、附則第四条を附則第三条とし、附則第五条を附則第四条とする。

附則第六条を削り、附則第七条を附則第五条とし、附則第八条から第十四条までを二条ずつ繰り上げる。